

第3次 笠岡市障害者福祉計画

笠岡市障害福祉計画（第3期）

「障害のある全ての人が 住み慣れた地域で
自分らしく暮らせる福祉のまちづくり」に向けて



平成24年3月

岡山県笠岡市

はじめに

平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行され、3障害を一元化したサービスの提供が開始となり6年が経過しました。新体系のサービスへの移行も平成23年度が最終年度となり、障害者自立支援法のもとで大きく変化してきた障害者福祉の施策が、ひとつの節目を迎えたところでございます。

この間、笠岡市では「笠岡市障害者福祉計画」「笠岡市障害福祉計画」を策定し、障害のある人が住み慣れた地域で、社会の一員として自立した生活を確立するため、各種の障害者施策に取り組んでまいりました。

国においては、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定、「障害者基本法」や「障害者自立支援法」の改正を行い制度の充実を図ってきました。

また、障害者自立支援法を改正した「障害者総合支援法」の制定に向けた動きもあり、障害のある人を取り巻く社会情勢は大きく変化することが予想されます。

このような状況を踏まえ、「障害のある全ての人が 住み慣れた地域で自分らしく暮らせる福祉のまちづくり」を基本理念に掲げ、障害者施策・障害福祉サービスの更なる充実を目指して「第3次笠岡市障害者福祉計画」「笠岡市障害福祉計画（第3期）」を策定しました。

今後は、本計画の実現に向けて、市民の皆様をはじめ関係機関や関係団体等の方々との連携と協働により様々な施策を推進してまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり貴重なご意見・ご提言を賜りました多くの方々に心から厚くお礼申し上げます。

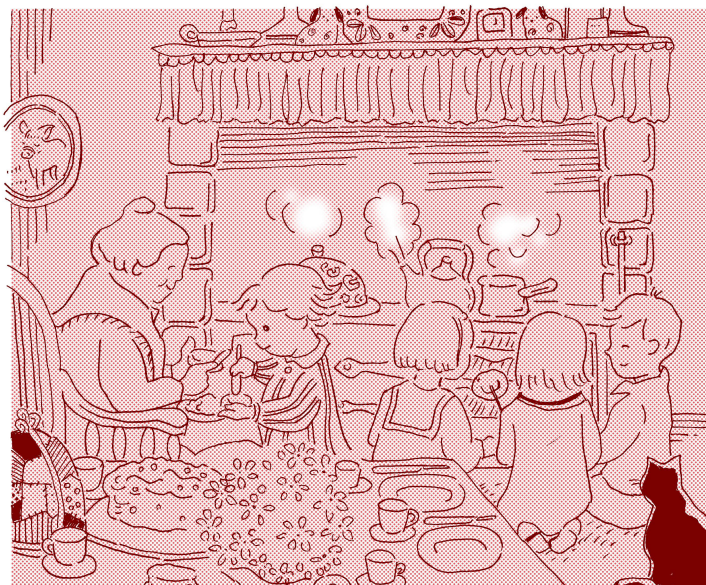
平成24年3月

笠岡市長 高 木 直 矢

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の目的	1
2 計画策定の考え方	2
3 計画の期間	4
4 計画策定体制	5
第2章 障害者を取り巻く現状	6
1 現状人口	6
2 身体障害者の現状	7
3 知的障害者の現状	9
4 精神障害者の現状	10
5 アンケート調査の実施概要	11
第3章 計画の基本構想	12
1 基本理念	12
2 施策の推進目標	13
3 施策体系	16
第4章 各施策の基本的な考え方	17
1 理解と交流の促進	17
2 地域生活支援の充実	21
3 社会参加の促進	30
4 保健・医療の充実	33
5 障害児への支援	36
6 総合的な福祉のまちづくりの推進	41
第5章 数値目標の設定	45
1 施設入所者の地域生活への移行	45
2 福祉施設から一般就労への移行	46
第6章 サービスの見込み量	47
1 障害福祉サービス	47
2 地域生活支援事業	55
3 サービス見込み量確保への考え方	59

第7章 サービスの充実と計画推進に向けて	6 1
1 計画の実施体制	6 1
2 計画の進行管理・評価	6 1
第8章 参考資料	6 2
1 笠岡市福祉施策審議会委員名簿.....	6 2
2 意見をきく会委員名簿	6 3
3 計画策定経過.....	6 4
4 用語集.....	6 5



第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的

平成18年4月から、障害のある人が地域で安心して暮らせる社会を目指して、「障害者自立支援法」が施行され、市町村が実施主体となり身体障害、知的障害、精神障害の障害種別の枠を越えた一元的なサービスが提供されるなど、それまでの支援費制度から仕組みが大きく変わりました。

本市においては、障害者施策を計画的に実施するために、施策全般の基本計画となる「第2次笠岡市障害者福祉計画」とサービス提供体制の確保について定める「笠岡市障害福祉計画（第1期）」を一体的に策定しました。

一方、国では、障害者施策の総合的かつ効率的な推進を図るため、平成21年12月から「障がい者制度改革推進会議」が開催され、制度改革に向けた検討が行われてきました。

平成23年6月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が公布され、平成24年10月から施行になりますが、この法律により障害者虐待防止の取り組みが大きく進展するものと期待されています。さらに平成23年8月には、障害のある人の自立と社会参加の支援に関する施策の基本原則を定める「障害者基本法」が改正されました。

平成22年12月には「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、障害者自立支援法と児童福祉法に関連して、利用者負担や障害者の範囲の見直し、相談支援の充実、障害児支援の強化、地域における自立した生活のための支援の充実など、新たな枠組みが示されています。

このような法改正の動向を踏まえながら、本市における障害者施策の一層の充実に向けて総合的な視点から施策の体系化を図り、各種施策の方向性を示す計画として「第3次笠岡市障害者福祉計画・笠岡市障害福祉計画（第3期）」を策定するものです。

2 計画策定の考え方

(1) 法的な位置づけ

今回の見直しでは「障害者福祉計画」「障害福祉計画」で定めるべき事項を包括した「第3次笠岡市障害者福祉計画・笠岡市障害福祉計画（第3期）」（以下、本計画とする。）として策定することとします。

「第3次笠岡市障害者福祉計画」

“障害者基本法”第11条3項に基づく「市町村障害者基本計画」として策定し、障害者施策全般に関わる基本理念や基本方針、目標を定める計画です。

「笠岡市障害福祉計画（第3期）」

“障害者自立支援法”第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として策定し、基本方針に則して障害福祉サービス、地域生活支援事業の提供体制の確保等に関わる計画です。

(2) 勘案すべき法律

本計画の策定において、法改正に沿った適切な見直しを行います。そのために勘案すべき必要がある法律については以下の4つとなっています。

「障害者基本法の一部を改正する法律」（平成23年8月5日公布）

障害者基本法の改正法案として平成23年8月5日に国より公布され、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念にのっとり、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会実現を目的とし、障害者の自立及び社会参加の支援等の施策等について基本原則を定めるとしています。

障害者の定義として発達障害が明記され、基本的施策として新しい項目が新設されています。

～基本的施策関係（新設抜粋）～

- 【1】差別の禁止（第4条）
- 【2】リハビリテーションの提供（第14条）
- 【3】障害者の教育環境の整備（第16条）
- 【4】療育への支援（第17条）
- 【5】相談対応のための体制整備（第23条）
- 【6】防災及び防犯（第26条）
- 【7】消費者としての障害者の保護（第27条）

- 【8】選挙等における配慮（第 28 条）
- 【9】司法手続における配慮（第 29 条）
- 【10】国際協力（第 30 条）

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成 22 年 12 月 10 日公布）

障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関するものとして、平成 22 年 12 月 10 日に国より公布されています。

～概要～

- 【1】利用者負担の見直し
- 【2】障害者の範囲の見直し
- 【3】相談支援の充実
- 【4】障害児支援の強化
- 【5】地域における自立した生活のための支援の充実

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年 8 月 30 日公布）

地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため市町村障害福祉計画の規定の一部を廃止または努力義務とすると同時に、これまで都道府県知事、指定都市および中核市の長が処理をしていた身体・知的障害者相談員への委託による相談対応や援助、育成医療の支給認定等について市町村に権限が移譲されました。

～障害保健福祉分野に関する記載～

- 【1】義務付け・枠付けの見直し
- 【2】基礎自治体への権限移譲

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 23 年 6 月 24 日公布）

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって虐待の防止は極めて重要であるとして、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障害者に対する保護と措置、養護者に対する支援を定めることで障害者の権利利益の擁護に資することを目的としています。

～定められる市町村の対応～

- 【1】体制整備に向けた検討
- 【2】都道府県研修の受講
- 【3】体制整備に向けた具体的な準備

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」

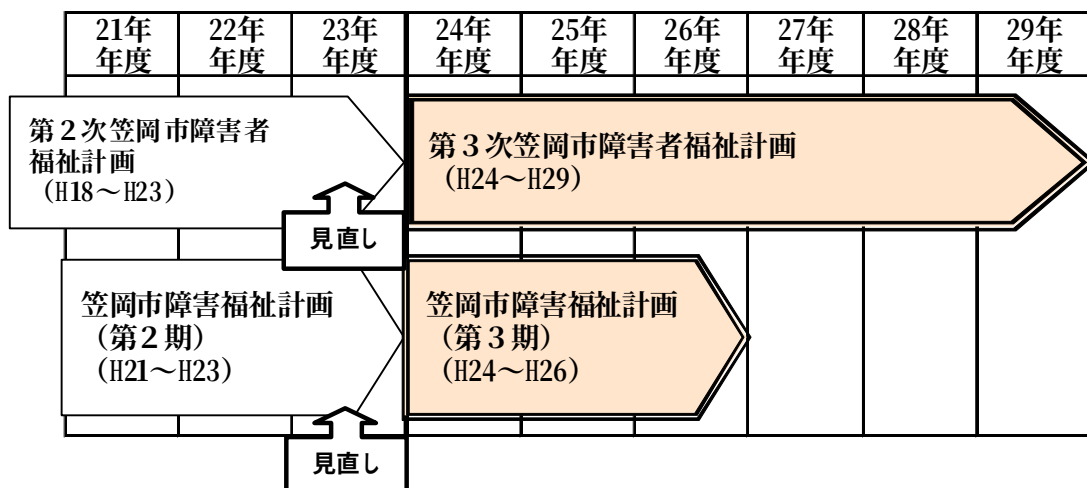
国では「障がい者制度改革推進本部」等での検討を踏まえ、地域社会における共生を実現するため、障害者自立支援法に代わる新たな制度として「障害者総合支援法」についての検討・協議が行われており、平成25年4月に施行が予定されています。

そのため、国の動きに合わせて適宜体制の整備等行っていくことが重要となっており、笠岡市でも県・近隣市町との情報交換を行い、国の動向を把握していきます。

3 計画の期間

本計画の計画期間については、障害者福祉計が笠岡市の障害者保健福祉の大きな方向性を示すものであるため、第2次同様に6年間の計画とします。また、障害福祉計画については障害者自立支援法附則第3条※により「施行から3年の見直し」が規定されているため3年間の計画とします。

また、現在国において制度の見直しに向けた検討・協議がなされているため、今後の国の動向を見ながら必要に応じて計画の見直しを行います。



※障害者自立支援法附則第3条

第3条 政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律及び障害者等の福祉に関する他の法律の規定の施行の状況、障害児の児童福祉施設への入所に係る実施主体の在り方等を勘案し、この法律の規定について、障害者等の範囲を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

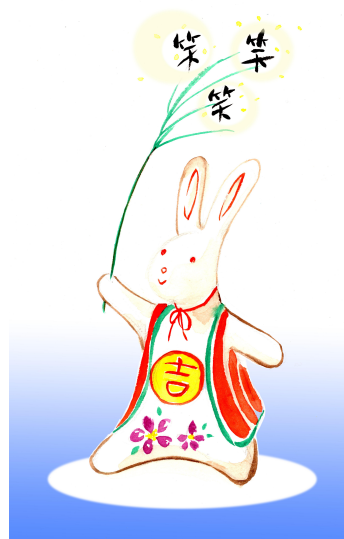
4 計画策定体制

(1) 笠岡市福祉施策審議会

障害福祉事業所や家族会をはじめ，医師会や歯科医師会，さらに公募市民を含めた15名で構成する「笠岡市福祉施策審議会」において，計画についての協議を行いました。

(2) 意見を聞く会

計画策定の実務を担う機関として，障害のある人，家族会，保護者団体，井笠地域自立支援協議会，ボランティア団体，学識経験者など関係者22名により「意見を聞く会」を組織し，幅広く意見や提案をいただくとともに計画の内容について協議を行いました。



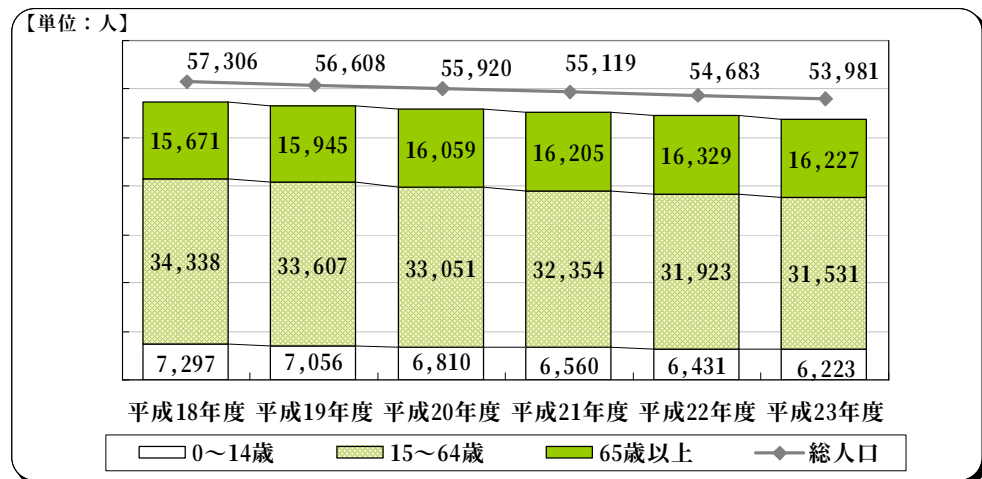
第2章 障害者を取り巻く現状

1 現状人口

(1) 人口推移

笠岡市の総人口は平成18年度以降減少を続けており、平成23年4月1日の総人口は53,981人となっています。

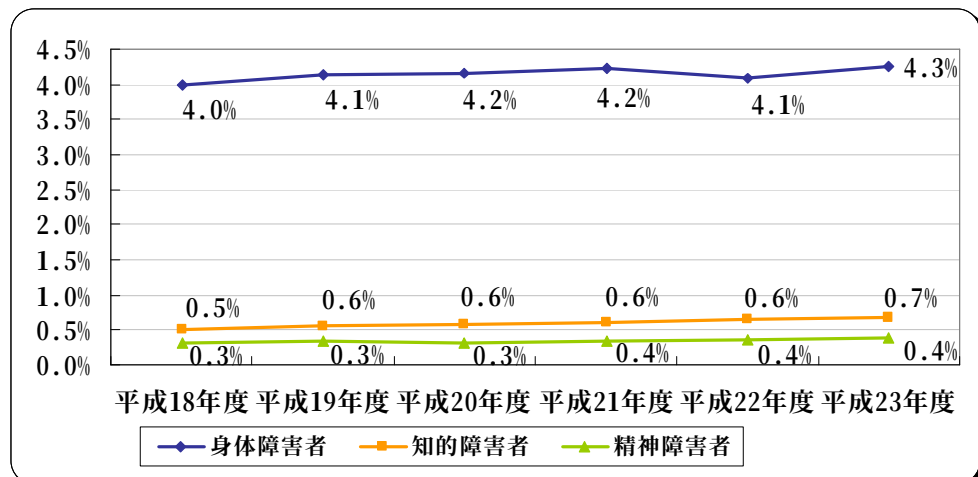
年齢3区分別にみると年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の継続的減少がみられ、老年人口（65歳以上）についても平成22年度を境に増加から減少に転じています。



※各4月1日時点の住民登録人口

(2) 総人口に対する障害者割合の推移

総人口が減少を続けるなかで、障害者手帳所持者割合は身体・知的・精神全てで増加傾向にあります。

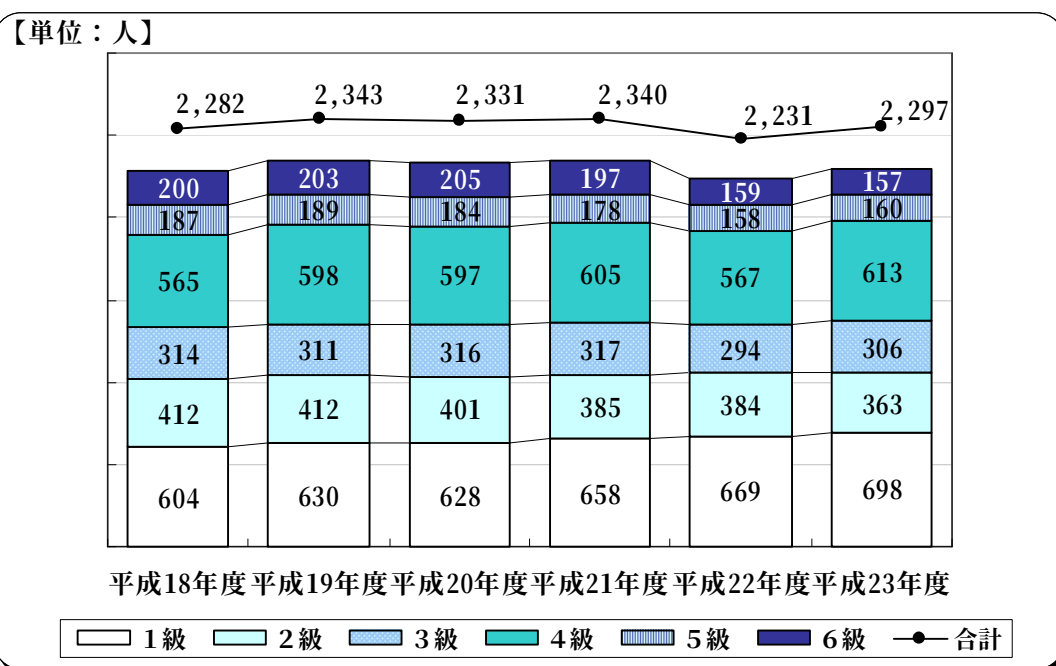


2 身体障害者の現状

(1) 等級

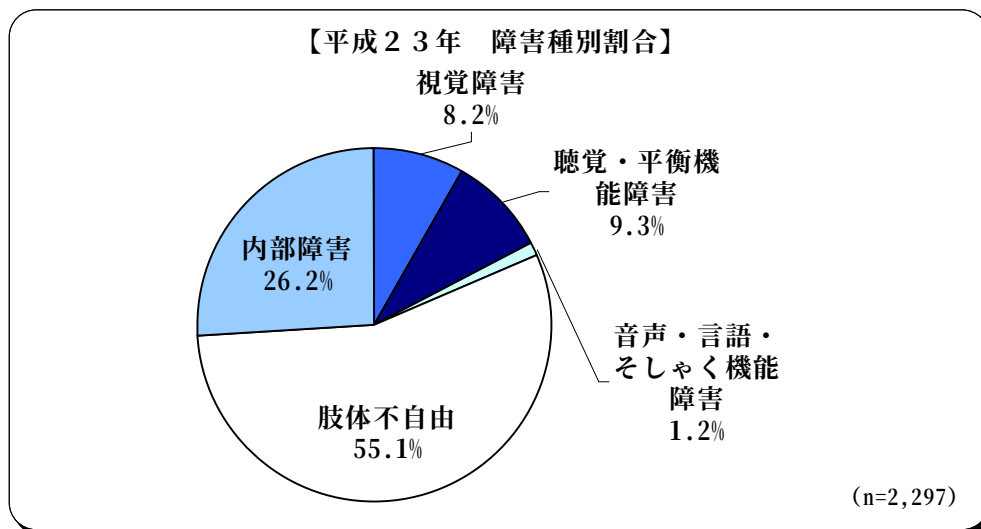
身体障害者手帳所持者数は平成18年度以降増減を繰り返すものの、2,200～2,300 人の間でほぼ一定となっています。

各手帳の等級については、平成18年度から平成23年度にかけて「1級」(+15.6%)、「4級」(+8.5%) に増加傾向が見られます。他の等級については減少がみられ、「6級」(-21.5%)、「5級」(-14.4%)、「3級」(-2.5%)、「2級」(-11.9%) となっています。

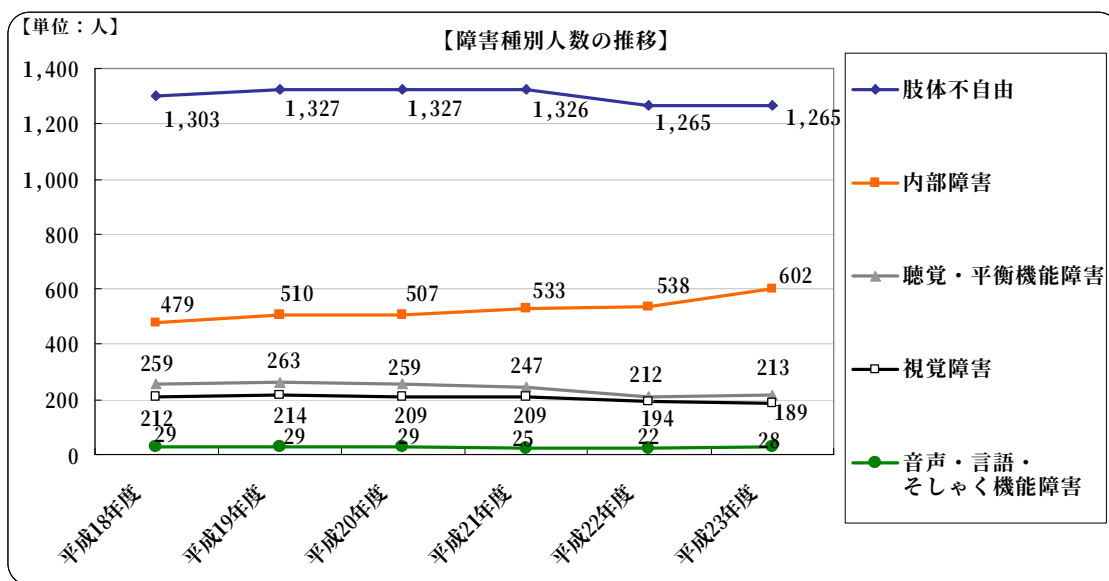


(2) 障害種別の推移

身体障害者の障害種別割合は、平成23年4月時点では合計2,297人のうち「肢体不自由」が最も多く55.1%と過半数を超えており、次いで「内部障害」26.2%、「聴覚・平衡機能障害」9.3%、「視覚障害」8.2%、「音声・言語・そしゃく機能障害」1.2%となっています。



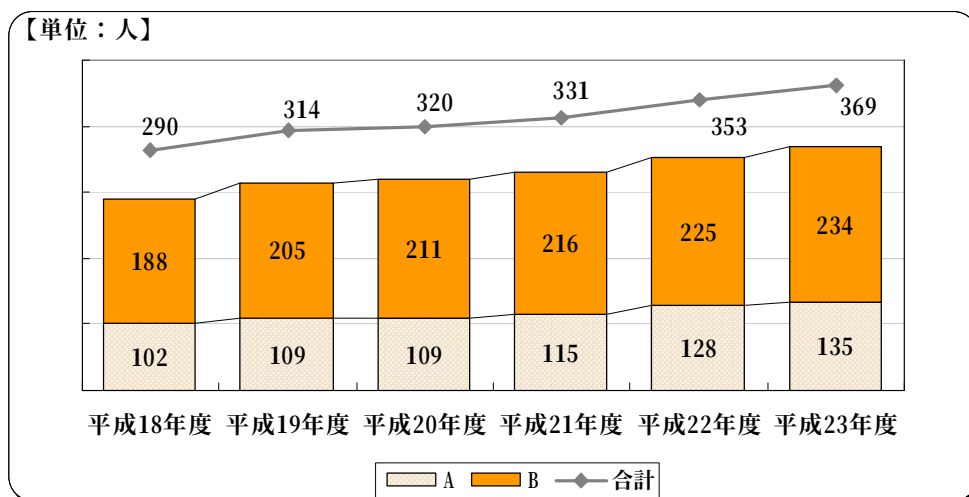
平成18年度から平成23年度までの身体障害者数については、2,200～2,300人で増減を繰り返しながらある一定の人数で推移していますが、それぞれの年度で障害種別人数の推移をみると、「内部障害」は増加傾向にあり、この6年間で123人(+25.7%)の増加となっています。反して「聴覚・平衡機能障害」は減少傾向にあり、46人(-17.8%)の減少となっています。「視覚障害」「音声・言語・そしゃく機能障害」「肢体不自由」についてはほぼ一定となっています。



3 知的障害者の現状

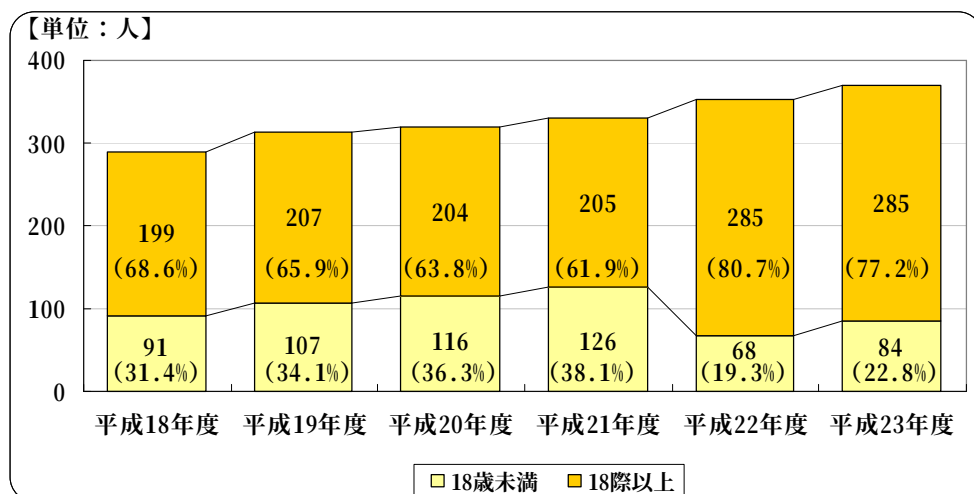
(1) 等級

療育手帳所持者数は平成 18 年度以降年々増加傾向にあり、平成 23 年度までの 6 年間で 79 人 (+27.2%) 増加しています。区分ごとにみても「A (重度)」 「B (軽度)」ともに年々増加を続けています。



(2) 年齢区分の推移

平成 21 年度までは「18 歳未満」「18 歳以上」ともに療育手帳所持者数は増加しており、「18 歳未満」が全体に対して占める割合が徐々に多くなっていくという傾向がみられましたが、平成 22 年度以降内訳が大きく変化し、「18 歳以上」の療育手帳所持者割合が大幅に増加し、「18 歳未満」が減少しています。



4 精神障害者の現状

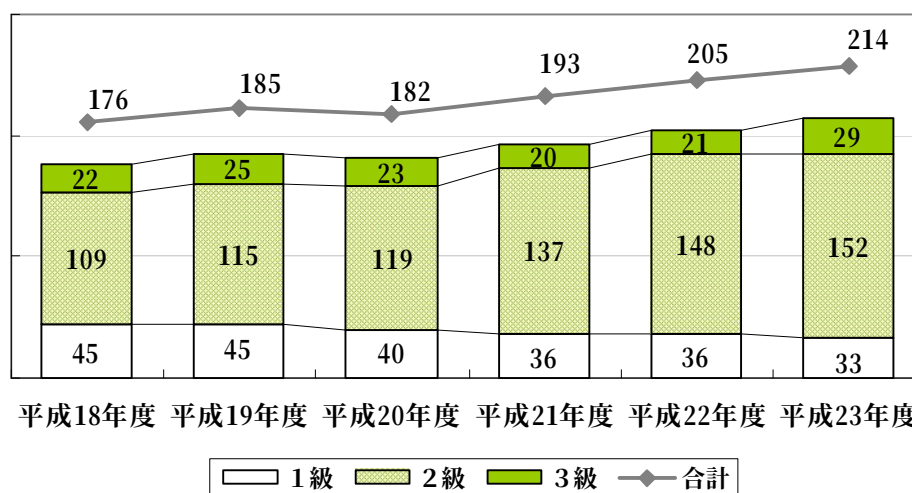
(1) 等級

精神障害者保健福祉手帳所持者の総数は毎年増加を続け、平成18年度から平成23年度までに38人(+21.6%)増加しています。等級別にみると、「1級」のみ減少傾向、「2級」「3級」では増加傾向がみられます。

また、入院状況については、「医療保護入院」は平成19年度以降増加を続けていましたが、平成23年度で減少に転じています。「措置入院」は平成23年度現在で0人となっています。

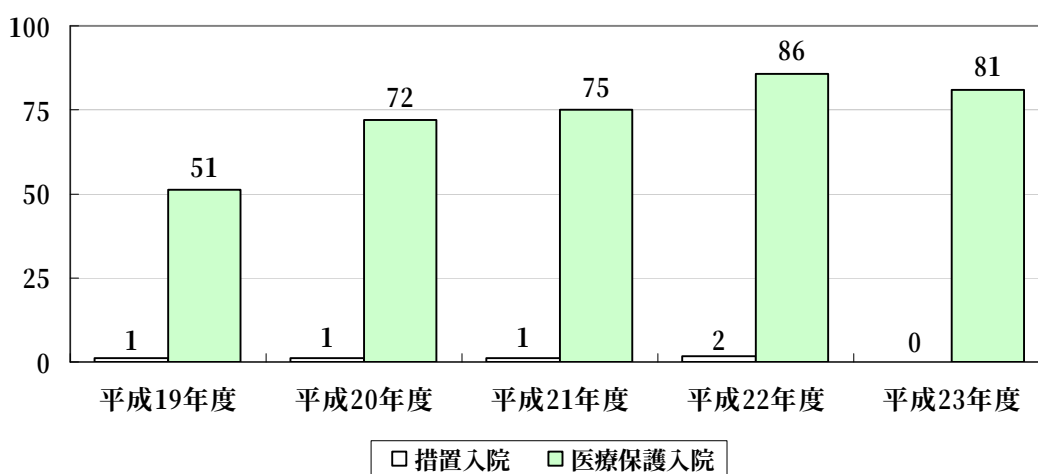
※「任意入院」についてはこれまで統計がないため記載していません。

【単位：人】



【単位：人】

【入院状況】



5 アンケート調査の実施概要

(1) 実施対象者

笠岡市の障害者手帳所持者の中から身体障害者手帳所持者 600 人，療育手帳所持者 130 人，精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療（精神通院）の受給者 70 人と，笠岡市にお住まいの 20～60 歳代の市民 500 人を無作為抽出し，合計 1,300 人を対象としてアンケート調査を実施しました。

(2) 実施期間

平成 23 年 9 月 22 日～平成 23 年 10 月 11 日

(3) 実施方法

郵送での発送，回収を行いました。また，施設関係者にも協力いただき，回収率の向上に努めました。

(4) 発送・回収状況

対象者	発送数	回収数	回収率
身体障害者手帳所持者	600	352 件	58.6%
療育手帳所持者	130	61 件	46.9%
精神障害者保健福祉手帳所持者	70	49 件	70.0%
笠岡市民（20～60 歳）	500	226 件	45.2%
合 計	1,300	688 件	52.9%

※一部，掲載しているグラフ中の（n＝〇〇）という表記はその項目の有効回答者数で，比率算出の母数となります。また，複数回答の項目については，その項目に対して有効な回答をした者の数を母数として比率算出を行っているため，比率計は 100%を超えています。

第3章 計画の基本構想

1 基本理念

～障害のある全ての人が 住み慣れた地域で

自分らしく暮らせる福祉のまちづくり～

第1次障害者福祉計画から継続して障害者福祉を推進してきた基本理念や目標などを継承し、前計画の基本理念である「完全参加と平等」の理念を具現化するため「障害のある全ての人が 住み慣れた地域で 自分らしく暮らせる福祉のまちづくり」を本計画の基本理念として今後の障害者福祉を推進していきます。

障害の有無に関わらず住み慣れた地域で生活を続け、就労や社会参加をすることで社会の発展を担う一員となり、その発展による恩恵を平等に受けられる社会を実現します。

～基本理念達成のための視点～

- ノーマライゼーションの考え方にに基づき、障害の有無に関わらず、個人の違いや多様性を認め合って共に生きる社会を目指します。
- 障害者（児）が年齢に合わせて、自由に学校や就労先などを含めた生活の場を選び、自立して生活が送れる地域を目指します。
- 障害があることが生活の妨げとならないよう、段差などの物理的な問題、差別や偏見などの精神的な問題、就労や情報伝達などのあらゆる問題を解消するため、年齢や障害の有無に関わらず多くの人が過ごしやすい環境づくりを目指します。

2 施策の推進目標

「障害のある全ての人が 住み慣れた地域で 自分らしく暮らせる福祉のまちづくり」を実現するため、6つの推進目標をもって事業を推進していきます。

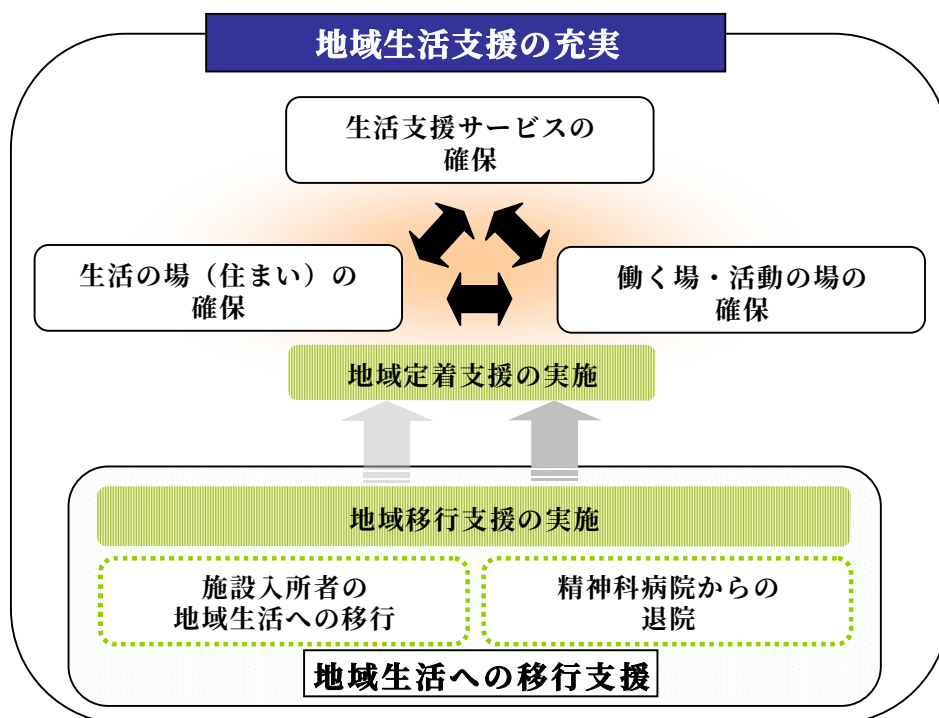
1 理解と交流の促進

本計画で掲げる基本理念の実現のためには、その理念の普及を図るとともに、障害に対して正しく理解し、お互いに認め支え合う社会を市民との協働で作上げていく必要があります。そのため、幅広い市民参加による啓発・啓蒙活動をより一層推進していくとともに、障害のある人との「ふれあい」を大切にした交流についても充実を図ります。

2 地域生活支援の充実

障害者が地域で自立した生活を継続して営むために、日常生活に必要なサービスを提供するとともに、不安や悩みを解消するための相談支援体制を確立し、安心して地域の中で生活できる社会づくりを目指します。

施設入所者や入院中の方についても、地域生活へと移行するために必要な支援について充実を図ります。



3 社会参加の推進

障害のある人が自分の能力を最大限に発揮し自己実現を図るとともに、生きがいのある生活を送ることができるよう、社会活動・就労・スポーツ文化活動等を通じた社会参加の促進を図ります。

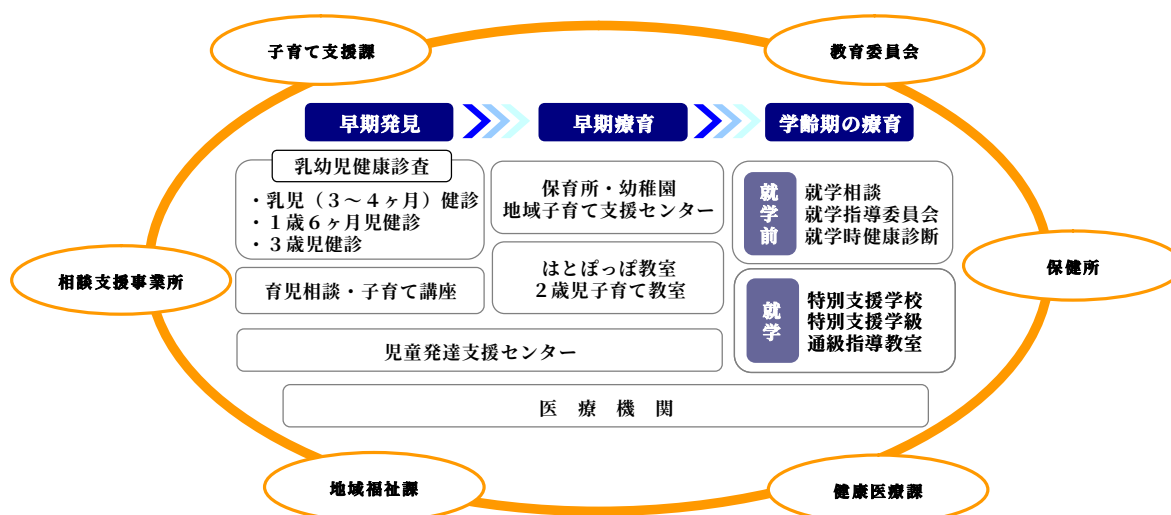
就労することで収入を得ることは、地域で自立した生活を営む上で非常に重要な課題となっています。そのため、福祉的就労も含め障害者の就労支援を強化していきます。

4 保健・医療の充実

健康の保持・増進のため、各ライフステージに応じた健康教育や健康相談、健康診査を実施し、心と身体の健康づくりを促進するとともに、障害のある人が必要な医療が受けられるよう、医療費を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。また、こうした制度について周知・啓発に努めます。

5 障害児への支援

障害の早期発見・早期療育を行い、障害の程度や症状をできる限り軽減するため、療育支援体制の整備を図り、障害児の社会的自立とその可能性を広げるため、障害の状態などに応じた適切な療育、保育、教育の充実に努めます。



6 総合的な福祉のまちづくりの推進

障害のある人が、地域の中で自分らしく暮らしていくために、社会環境・生活環境について、バリアフリー化を推進します。さらに、ユニバーサルデザインの観点にも配慮しながら総合的な福祉のまちづくりに努めます。

また、障害のある人に対する犯罪、事故の発生を防ぐとともに、災害や火災等の発生に対する避難誘導、救出、救護などの防犯・防災対策や緊急時対策を整備します。



3 施策体系

【基本理念】障害のある全ての人が 住み慣れた地域で 自分らしく暮らせる福祉のまちづくり

1 理解と交流の促進

重点施策

- (1) 理解の促進 P17
- (2) 交流の促進 P19
- (3) 福祉教育の推進 P20

2 地域生活支援の充実

重点施策

- (1) 障害福祉サービスの充実 P21
- (2) 相談支援体制の整備 P24
- (3) 虐待防止 P25
- (4) 権利擁護の推進 P26
- (5) 情報提供の充実 P26
- (6) 経済的支援 P28
- (7) 住宅の確保 P29

3 社会参加の推進

重点施策

- (1) 社会参加への支援 P30
- (2) 就労の支援 P31
- (3) スポーツ・文化活動等の推進 P32

4 保健・医療の充実

重点施策

- (1) 障害の早期発見 P33
- (2) 疾病の予防 P34
- (3) 医療・リハビリテーションの充実 P35
- (4) 精神保健福祉の充実 P35

5 障害児への支援

重点施策

- (1) 相談支援体制の整備 P36
- (2) 療育の充実 P37
- (3) 特別支援教育の推進 P38
- (4) 障害児保育の充実 P39
- (5) 家族の支援 P40

6 総合的な福祉のまちづくりの推進

重点施策

- (1) 福祉のまちづくりの推進 P41
- (2) 防犯・防災体制の整備 P42
- (3) ボランティア活動の推進 P43

第4章 各施策の基本的な考え方

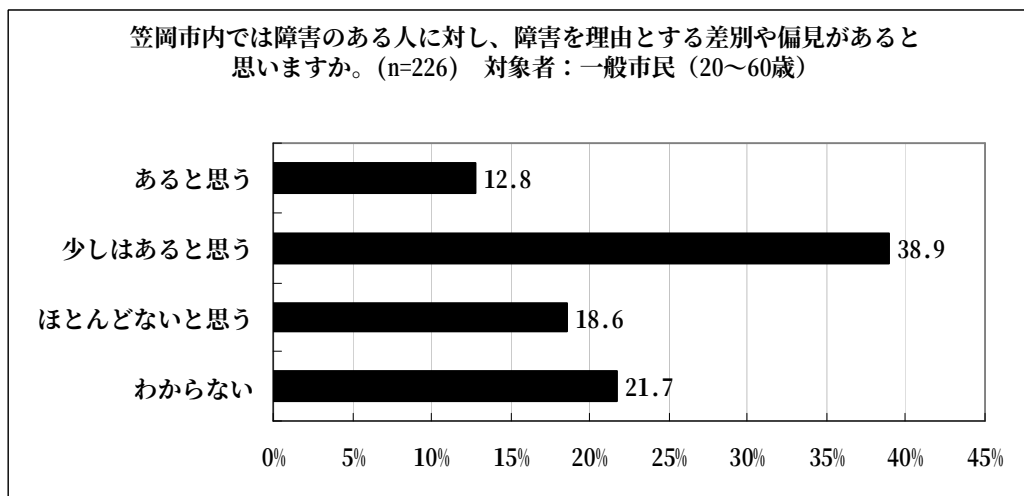
1 理解と交流の促進

(1) 理解の促進

障害のある人が地域の人々に支えられ、自立した地域生活を営むことのできる「福祉のまちづくり」のためには、市民一人ひとりが障害について正しく理解することがとても重要です。

障害に対する理解は様々な啓蒙・啓発活動によって徐々に広がりつつありますが、社会全体では十分な理解が得られているとは言いがたい状況にあり、市民意識調査からも差別・偏見について「あると思う」と「少しはあると思う」を合わせると5割を超えています。

障害者基本法には「障害者に対して、障害を理由として、差別することその他権利利益を侵害する行為をしてはならない」と明記されており、障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重しあいながら共に生きる社会の実現のため市民全てが障害に対する理解を深め、意識の向上を図っていく必要があります。



今後の取り組み

①研修会・講演会等の開催

市民が障害者福祉について関心を持ち理解を深めるため、各種研修会や講演会等を開催します。実施にあたり、テーマや内容等について井笠地域障害者自立支援協議会と連携を図り、井笠地域の広域にわたり理解を深めていきます。

また、精神障害についてスピーカーズ・ビューロー（※）の方々と連携した研修会を実施し、理解の促進に努めます。

※スピーカーズ・ビューロー：精神保健福祉や精神障害に関する啓発を目的として、精神疾患を経験した当事者が自身の体験を話しながら、正しい知識や態度を地域や社会へ伝えていく活動です。

②障害者週間を中心とした広報・啓発の推進

12月3日から12月9日までの「障害者週間」を中心に、障害福祉施設や井笠地域障害者自立支援協議会等と連携し、障害について正しく理解し、人権を尊重し認め合う地域づくりのための広報・啓発活動を推進します。

③広報紙・ホームページ等の活用

「広報かさおか」や市のホームページを通じて、発達障害を含め障害の特性を正しく認識し、理解を深めるとともに認め支えあう気持ちを育むための記事を掲載します。

④障害者団体等による啓発活動の支援

障害者団体等が行う啓発活動に対し、その効果が広く浸透するよう、企画や運営等について支援を行います。また、啓発活動の輪が広がるよう、各団体の連携体制の強化を図ります。

⑤市職員の研修

市職員が、地域の中で障害に対する理解を広めるリーダーとしての役割を担うため、職員研修の中に障害者福祉の項目を取り入れるとともに、障害福祉施設での実地研修を行い、資質の向上を図ります。

(2) 交流の促進

障害や障害のある人についての理解を深めるためには、実際に「ふれあう」ことが大切です。

そのため、ボランティア活動等を通じた障害者との交流を進めるため、様々な地域行事を通じて啓発・広報を積極的に展開していきます。これまでも交流機会の拡充に努めてきましたが、地域行事等では主催者とのつながりが薄く、障害のある人が気軽に参加できる環境の整備が不十分な状況となっています。今後は、地域における福祉活動を活性化し、誰もが参加しやすくお互いに交流ができる環境の整備を推進していきます。

今後の取り組み

①地域福祉活動での交流機会の充実

障害のある人を民生委員児童委員や各笠岡市社会福祉協議会などの福祉関係者をはじめ、地域住民が見守り支える活動を行うことにより、地域の中での自立した生活が送れるよう努めます。

また、笠岡市社会福祉協議会が行う「いきいきサロン活動」など、関係機関と連携し地域における福祉活動を充実します。

②障害者施設と地域との交流

地域住民が障害のある人と交流し、ふれあいを重ねることにより障害への理解を深めることができます。そのため、障害者施設が行う行事やイベントなどへの地域住民の参加を促進し交流活動を支援します。

③福祉イベントの開催

「かさおかゲンキまつり」など障害のある人が多く参加するイベントを開催し、障害のある人と住民がふれあうとともに、アイマスクや車いす体験を通じて障害についての理解を深める取り組みを充実させます。

また、様々なイベントに障害のある人が参加できる環境を整え、地域の中で、障害のある人が暮らしていることを自然に認めることのできる社会づくりに努めます。

(3) 福祉教育の推進

これからの笠岡市を担う子どもたちが障害について正しい理解をもって成長するよう、幼い頃からボランティアなどの体験的な福祉教育を推進するとともに障害のある人との交流を通じた障害者福祉に関する意識の向上を図ります。

今後の取り組み

①学校での福祉教育の推進

障害を理解するために、「教科」、「道徳」、「総合的な学習の時間」、「特別活動」、「学校行事」等の時間を活用し、車いす体験、アイマスク体験、高齢者疑似体験等の体験活動を推進します。

また、福祉施設訪問や当事者による講演会などを通じて、障害に対する理解を深める取り組みを充実します。

②福祉体験活動の推進

障害を理解するためには、障害のある人とふれあうことが大切です。そのため、笠岡市社会福祉協議会が障害福祉事業所と連携して行う「夏のボランティア体験」や、中学校が行う職場体験学習を推進します。

また、出前講座では笠岡市社会福祉協議会や障害福祉事業所と連携し、体験型学習を取り入れるなど障害への理解を深める取り組みを充実します。

③人権教育の推進

障害のある人が地域で暮らすためには、個性と人格を尊重し、支えることによって共生できる社会づくりが求められます。

市民の人権意識を高めるため、全市民を対象とした「人権教育講演会」や「人権週間のつどい」をはじめ、各地域で行う「地域公民館人権啓発事業」、さらに小・中学校の保護者を対象とした「PTA人権教育推進事業」など、人権教育を推進します。

2 地域生活支援の充実

(1) 障害福祉サービスの充実

障害のある人が、住み慣れた地域で安心して豊かな生活を営むことができるよう、在宅での生活を支える福祉サービスの充実を図り、支援を必要とする人に対して必要なサービスが提供される体制づくりに努めます。

また、居住系の施設は障害のある人の生活の場であるとともに、社会復帰や自立生活のための訓練を行う拠点としての機能も有しているため、施設の充実を図ります。

今後の取り組み

①サービス提供体制の充実

障害福祉サービスの提供については、一般相談支援事業者と特定相談支援事業者からの情報に基づき、日常生活に必要なサービスの提供を充実します。

様々なニーズに対応するため、障害者自立支援法に基づく公的制度をはじめ、ボランティア団体やNPO法人などが行う制度外サービスの提供体制の充実を図ります。

さらに、障害の特性に応じたサービスを提供し、サービス利用者の状況を把握し、日常生活の安定と向上に努めます。

②訪問系サービスの充実

地域の中で自立した生活を営むには「居宅介護」をはじめ訪問系サービスの充実が求められるため、必要な時に必要なサービスを受けることができるよう事業所に対しサービス提供体制の充実を求めたり、事業所の新規参入を働きかけます。

今後、地域移行支援事業による入所施設や精神科病院からの地域生活への移行により「居宅介護」の利用が増加することが予想されるため、地域移行支援を行う相談支援事業所と居宅介護事業所との連携を図り、円滑なサービス提供に努めます。

サービスの利用希望があるにもかかわらず、サービスを提供する事業所がない「重度訪問介護」や「行動援護」などのサービスについても事業所の新規参入を働きかけ、サービス提供体制の確立を図ります。

③日中活動系サービスの充実

市内には「生活介護」を提供する事業所が少ないことから、事業所へ働きかけ新規参入を促進します。また、介護保険施設を含め、既存の社会資源との併用によりサービス提供体制の確立に努めるとともに、事業所とも連携を図りサービスの充実に努めます。

④居住系サービスの充実

入所施設については、入所を希望しても待機期間があり即利用することが困難な状況です。そのため、今後も市外の施設との連絡調整を強化し対応します。介護保険の対象となる方については介護保険への移行を検討し、施設利用の適正化に努めます。

グループホームやケアホームは、地域移行支援事業による地域生活の場でもあるため、地域で自立した生活を営む訓練の場として期待されており、今後より一層利用者の増加が見込まれます。そのため、身体・知的・精神障害のそれぞれのグループホームやケアホームが設置されるよう事業所へ働きかけ、事業参入や事業拡大を促進します。

⑤重症心身障害児（者）への支援

重度の心身障害のある人の支援については、生活介護や短期入所などのサービスが受けにくい状況であり、特に医療的ケアの必要な人はサービスを提供する事業所が限られています。

そのため、障害の特性に応じた適切なサービスを受けることができるよう、サービス提供事業所へ要請し新規参入を促進するほか、事業を実施している事業所に対しては利用枠の拡大に努めます。

さらに、日中活動や移動については既存の社会資源を柔軟に活用するなど、日常生活の支援を強化します。

⑥移動サービスの充実

社会参加のために重要となる移動サービスについては、サービス提供事業所と連携し、人材確保や従事者の資質の向上を図り、サービス提供体制の確立に努めます。

また、移動サービスのニーズが増加することが予想されるため、事業所の新規参入を促進します。

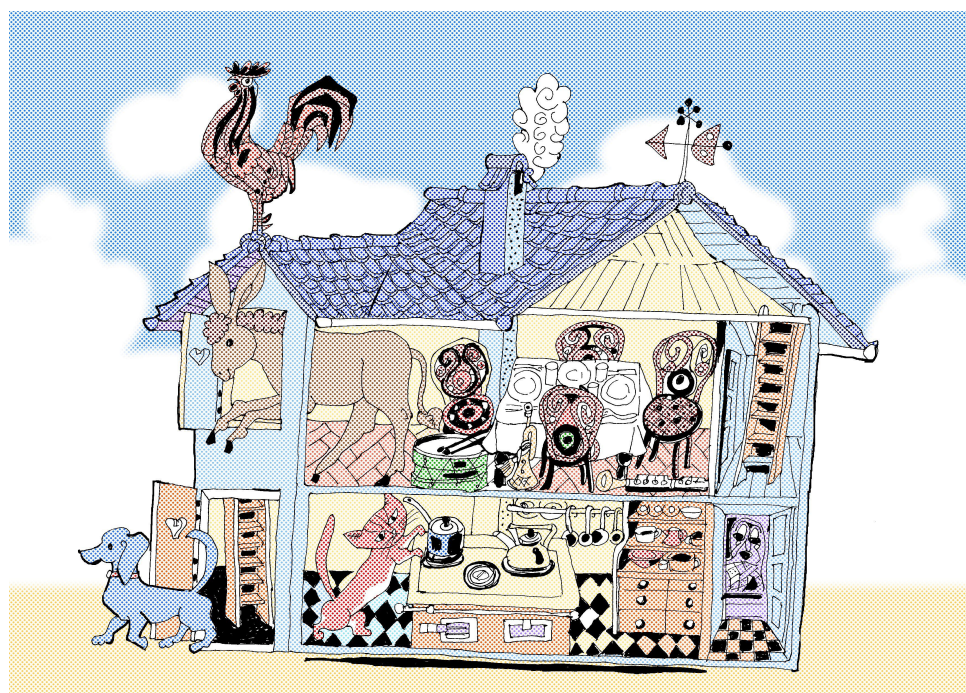
視覚障害のある方に対しては「同行援護」の周知を図り、サービスの利用を促進します。

⑦地域移行・地域定着の支援

長期間の施設入所や入院中の人で、地域での生活を希望する方についてはグループホームやケアホームでの生活体験，さらに訪問系や日中活動系のサービスの提供，自立した生活のための様々な支援を行い，地域生活への移行を促進します。

⑧福祉用具の利用促進

福祉事務所職員が補装具や日常生活用具に関する知識を深め，福祉用具を希望している人に対し，障害の特性に応じた福祉用具を給付することにより，日常生活の安定と向上を図ります。



（２）相談支援体制の整備

全ての障害に共通して相談に対するニーズは高く、地域での自立した生活を継続するためには日常生活に関することを気軽に相談でき、必要な支援を行う体制は非常に重要です。障害者自立支援法においても、地域の相談支援体制の強化が地域生活を営む上で必要不可欠なものとして位置づけられています。

また、平成 24 年度から指定特定相談支援事業者によるサービスの利用計画が作成され、その計画が利用者にとって適切かどうかのモニタリングを行うことになります。障害福祉サービスの適切な利用に関する不安解消と地域生活の充実に向けて、円滑な事業の実施に努めます。

今 後 の 取 り 組 み

①相談窓口の充実

障害のある人やその家族からの相談について、専門機関である「井笠圏域障害者相談支援センター」や「笠岡市社会福祉協議会」（かさおか福祉の砦ネットワークと笠岡市地域包括支援センターを含む。）をはじめ、地域での身近な相談窓口である「身体・知的障害者相談員」「民生委員児童委員」「笠岡市社会福祉協議会」の周知を行い、気軽に相談できる体制を強化します。

②支援体制の充実

各相談窓口に寄せられた相談について、専門性を必要とする場合や関係機関の連携が必要なケースについては、社会福祉事務所や井笠圏域障害者相談支援センターを中心に支援体制を確立します。

支援にあたっては関係団体や機関が連携し、迅速に支援体制を整えるため、日頃から情報交換を行い、協力体制を構築します。

③相談員の資質の向上

相談窓口に寄せられる相談は多様化し、専門的知識を必要とする内容が増加していることから、井笠地域障害者自立支援協議会等の関係機関と連携し、研修会を開催するなど資質の向上と相談員同士の連携強化を図ります。

(3) 虐待防止

障害のある人への虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって虐待の防止は極めて重要であるとして、平成 23 年 6 月 24 日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が公布されました。

笠岡市においても、一人ひとりの尊厳が尊重されるよう虐待の防止、虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護および養護者に対する支援を行える体制づくりを実施します。

今 後 の 取 り 組 み

①虐待防止に向けた体制整備

障害のある人に対する虐待を防止するため、市民や施設職員、企業等に対する研修会を実施するなど啓発に努め、虐待防止に向けた意識の向上を図ります。

また、社会福祉事務所が「障害者虐待防止センター」としての機能を有し、虐待と疑われる情報提供があった場合は、速やかに関係機関と協議を行い早期対応・早期解決を図ります。

②虐待を受けた障害者の自立支援

虐待を受けた障害のある人への対応については、専門家を含めた関係機関と協議し、自立に向けた支援を推進します。

また、養護者による虐待のケースについては、関係機関との連携により養護者に対する相談支援体制を整備します。



(4) 権利擁護の推進

障害のある人が安心して暮らすため、笠岡市社会福祉協議会が運営する「かさおか権利擁護センター」と連携し権利擁護に対する意識を高め、成年後見制度についての周知を図ります。

判断能力やコミュニケーション能力に障害がある知的障害者や精神障害者は、財産管理や生活上の様々な権利侵害を受けることが想定されるため、これらの障害者の権利や財産などを守る取り組みが必要です。障害者などの財産や権利を守るための制度として、「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」がありますが、制度についての認知度はまだまだ低く利用者も少ない状況です。

今後、一人暮らしの障害者が増加していくことや、入所施設や病院からの地域移行が進むことも見据えて、これらの権利擁護に関わる制度を広く周知するとともに、より利用しやすい仕組みづくりに取り組むことが必要となっています。

今 後 の 取 り 組 み

①権利擁護の周知

障害のある人の家族や地域の福祉関係者、サービス提供事業所などに対し、障害のある人の権利擁護に対する理解を深めるとともに、各種制度について周知を図ります。

②日常生活自立支援事業の推進

障害により判断能力が不十分な方が、安心して日常生活を営むための金銭管理や、ホームヘルプや配食サービスなどの様々な契約を支援する日常生活自立支援事業（笠岡市社会福祉協議会が実施）を周知し、利用を促進します。

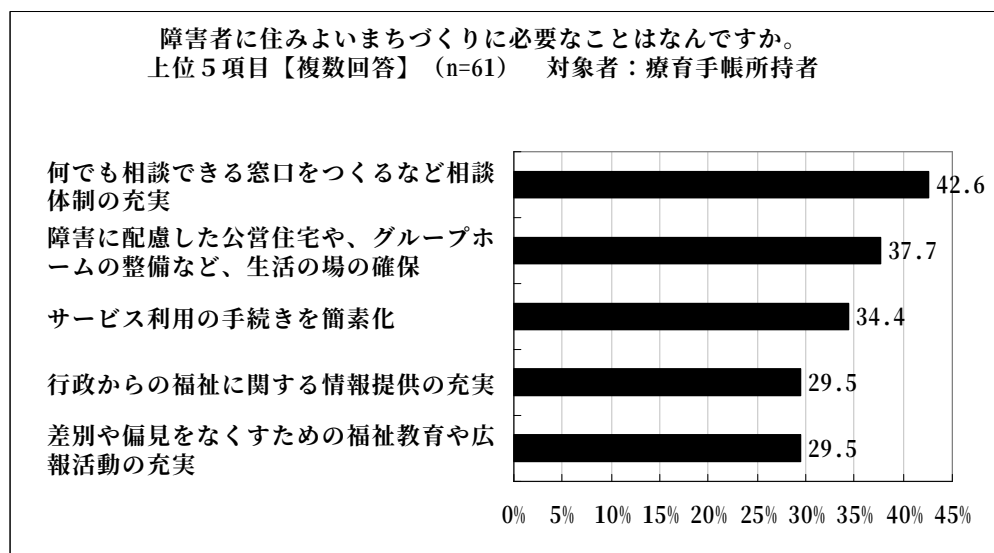
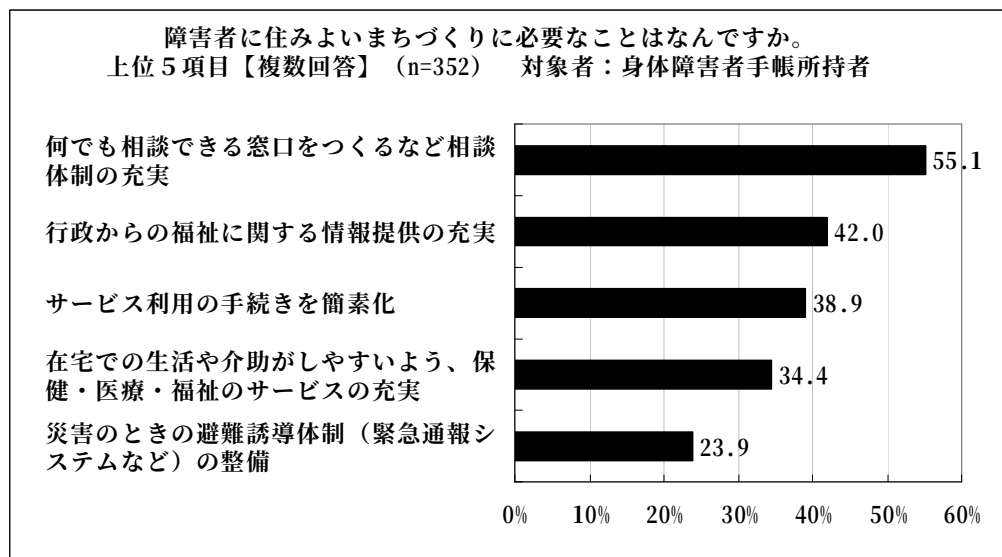
③成年後見制度の推進

障害により判断能力が不十分な方に対し、財産管理や福祉サービス等の利用契約さらに遺産分割などの法律行為を支援するための成年後見制度を周知し、利用を促進します。

(5) 情報提供の充実

日常生活の中で、障害のある人自身が選択・決定を行うためには「情報を得る」ことが非常に重要となっています。

様々な情報を正確に得られるように情報のユニバーサルデザイン化を推進し、障壁（バリア）となっているものに対してはそのバリアの除去に努め、提供する情報内容の充実を図ります。



今後の取り組み

①情報提供の充実

日常生活の中で必要となる福祉制度については、パンフレットや「広報かさおか」、市のホームページなどで周知するとともに、視覚障害のある人には音訳などの方法での情報提供を充実します。

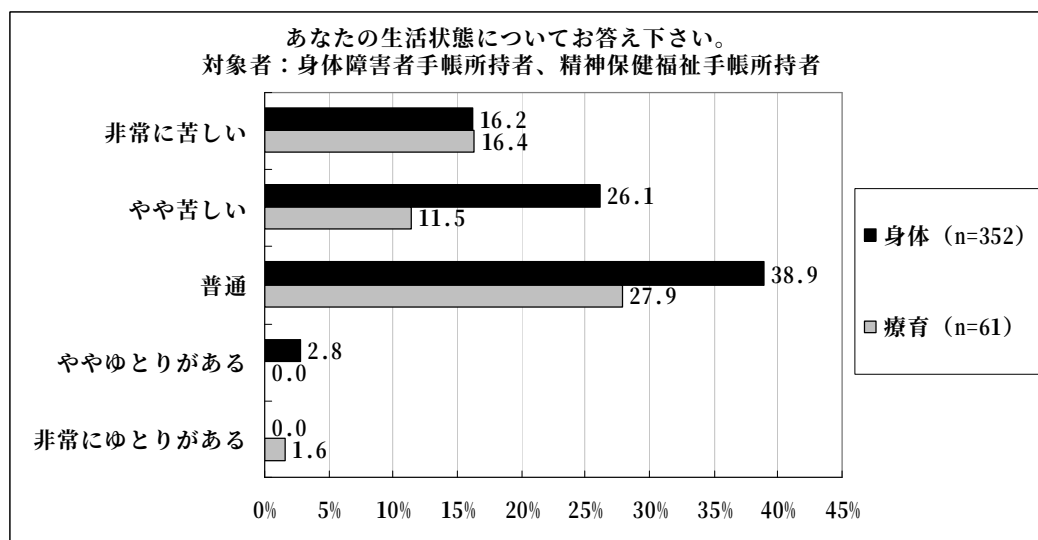
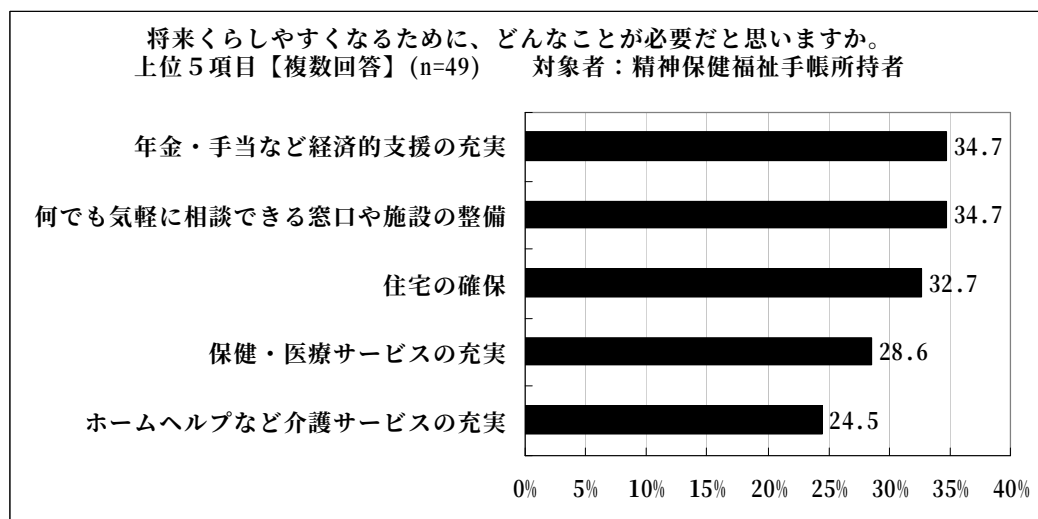
②情報支援機器の利用促進

視覚障害や聴覚障害、音声言語機能障害などにより情報・意思疎通支援用具を必要とする人には情報支援機器の活用を促進し、効果的に情報が得られる環境づくりに努めます。

(6) 経済的支援

障害のある人が、地域で自立し安定した生活を営むためには生活費の確保も重要な課題であり、国や県と連携して各種手当・年金制度などの周知を図ることが重要です。

アンケート結果からも現状の生活状況は苦しいと回答する人や、経済的支援の充実を望む意見が多くなっていることから、支援の充実はニーズとしても高くなっています。



今後の取り組み

①各種福祉手当等の支給

各種福祉手当や障害年金について受給対象となる人に、手続き等についてわかりやすく確実に情報提供を行い、経済的自立を支援します。

②各種助成・減免制度等の周知

福祉基金で行う市独自の助成制度や民間企業の割引制度等、受給対象となる人に周知を図り、日常生活における経済的負担の軽減を図ります。

(7) 住宅の確保

地域での自立した生活を推進するため住宅の確保に努めるとともに、グループホームやケアホームの整備を推進します。

また、障害者を含む家族の高齢化に対応できるよう関係機関と協力し、障害のある人やその家族の高齢化に対する不安の解消に努めます。

今後の取り組み

①グループホーム・ケアホームの充実

障害のある人が安心して安定的に地域生活を送ることができるよう、日常生活の支援や援助を行うグループホームやケアホームの整備を推進します。

②住宅改修の促進

住み慣れた自宅での生活を維持するため、住宅改修費給付事業の活用により段差解消や手すりの設置など、利便性や安全性の向上を図るための住宅改修を促進します。

③障害者住宅の整備

地域での生活を可能にするため、市営住宅などの既存施設のバリアフリー化を推進します。

3 社会参加の促進

(1) 社会参加への支援

障害者基本法では、「全て障害者は、社会を構成する一員として社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること」として、共生社会の実現を図っていくことが定められています。

社会との関わりを維持するため、意思の疎通や移動がその妨げにならないよう社会参加を保障するサービスを充実します。

今後の取り組み

①コミュニケーション支援事業の充実

聴覚や言語機能に障害のある人の社会参加を促進するため、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、コミュニケーション手段を確保します。

また、手話通訳者や要約筆記者の確保と資質の向上を図るため、関係団体の活動を支援します。

②外出支援のための制度の周知

視覚障害がある人の外出を支援するため、新たに創設された「同行援護」のサービスを周知し外出を支援します。

利用ニーズの高い移動支援事業については、事業者と連携を図りサービスの提供体制の充実を図ります。また、今後利用者の増加が見込まれる福祉有償運送については、既存の事業所の事業拡大や新規事業所の参入を推進します。

また、経済的負担軽減のため、バス・船舶等の公共交通機関の割引や助成制度の周知を図ります。

(2) 就労の支援

障害のある人の就労については、生計を維持する経済的側面だけでなく、社会の一員として自覚をもつ社会的側面、生きがい等の精神的側面という大きく3つの側面をもっており、きわめて重要な分野となっています。

近年、全国的にも事業主の認識と理解が深まりつつありますが、障害者の雇用・就労の拡大は大きな課題となっています。

今後も、一人でも多く一般企業での就労につながるよう、障害の程度や種別に応じた職業リハビリテーション、障害に配慮した適切な就労の場の確保と条件整備など、きめ細かな対策を総合的に講じることが重要です。

今 後 の 取 り 組 み

①障害者雇用の広報・啓発の充実

障害のある人の雇用を促進するため、「ハローワーク」等の関係機関と連携し、企業等に障害者雇用に係る助成制度や障害者雇用率制度についての周知を図ります。

また、「井笠地域障害者自立支援協議会」と連携し、井笠管内の企業に対し、障害者雇用を促進する取り組みを充実します。

②就労の促進・定着支援

障害のある人の能力や適性に応じた就労に向けて、「倉敷障がい者就業・生活支援センター」や「井笠圏域障害者相談支援センター」等の関係機関と連携し、就業相談や就労支援さらに職場への定着支援などの総合支援を推進します。

さらに、職場開拓や企業からの障害者雇用に関する相談に対し、きめ細かく対応するため、就労に関する専門員の配置に向けた検討を行います。

③福祉的就労の充実

企業等での就労が困難な人に対し、能力や適性に応じた福祉的就労の場を確保し、働くことの喜びや生きがいを持てるよう支援します。

身体・精神障害の方が利用する施設については、事業所が不足しているため、サービス提供事業所の事業拡大や新規参入を支援します。

さらに、就労意欲のある方に対応するため、就労継続支援事業（A型）の充実に努めます。

④公共機関の障害者雇用の促進

障害者雇用を推進する立場から、市役所等の公共機関が積極的に障害のある人の雇用を推進するとともに、雇用する職域の拡大を図ります。

(3) スポーツ・文化活動等の推進

障害のある人が、スポーツや文化活動等を楽しむことができる機会を持つことは、自立と社会参加の促進に繋がります。スポーツや文化活動等が生活をより一層豊かにするという視点から、それらを楽しむ機会の提供や環境づくりを推進します。

今後の取り組み

①障害者スポーツ等の促進

「岡山県障害者スポーツ大会」や「笠岡ふれあいスポーツ大会」等でスポーツやレクリエーションに参加する機会を提供し、楽しみや仲間づくりなどスポーツ等を通じた生きがいづくりを推進します。

また、多種多様なスポーツを楽しむことができるよう、専門的な指導員の育成に努めます。

②文化・芸術活動の促進

心豊かにうるおいのある生活を営むため、「社会参加促進事業」などで文化・芸術活動に参加する機会を提供します。

また、障害福祉施設などが行う文化・芸術活動に対し支援を行い、参加の機会を充実します。

③各種団体との連携

生活を豊かに、心を豊かにするスポーツや文化活動を充実するため、市内外で活動する団体との交流や連携をすすめ、活動の充実を図ります。

また、障害のある人たちの活動を発表する機会を設けるなど、生涯学習としての生きがいづくりを推進します。



4 保健・医療の充実

(1) 障害の早期発見

障害の早期発見は、家族等が本人の特性を理解し、成長発達を促し本人の能力を伸ばすうえで大変重要です。

そのため、関係機関と連携を図り、訪問指導や健診等を通じて継続した保護者への支援を行っており、必要に応じて療育機関や専門医療機関等へつなげています。

今後、障害のある幼児、児童、生徒の教育を更に充実するためには、教育機関と医療・福祉関係機関等が十分に連携し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した計画的な教育・療育が行われる体制を整備することが必要です。

今 後 の 取 り 組 み

①乳幼児健康診査等の充実

障害の早期発見・早期対応のために質の高い健診に取り組めます。

また、健診を受診しない未受診者への対応に努め、全ての乳幼児の健やかな成長を促進します。

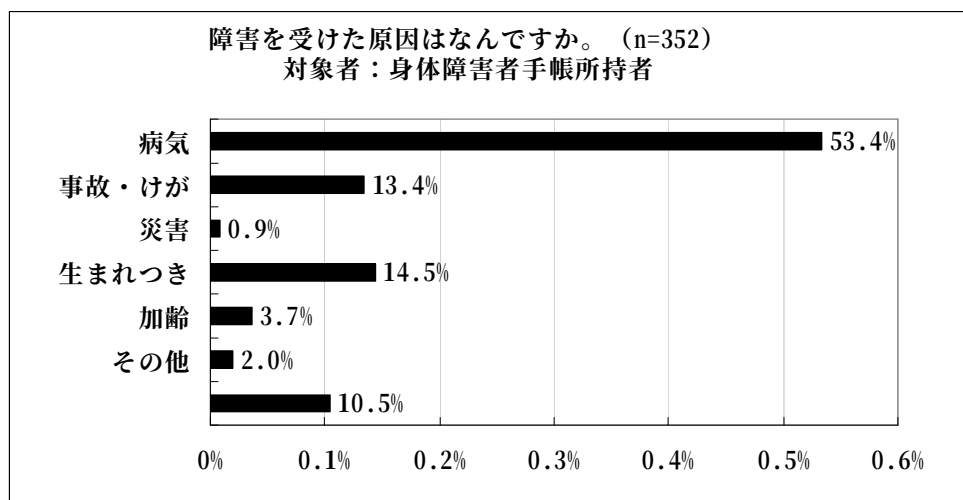
②保護者の障害に対する理解への支援

保護者の立場に立った相談支援に努めつつ、障害のある児童に関わる関係者が連携を図り保護者へのサポート体制を整え、障害への理解が図られるよう、将来を見据えた必要な支援を実施します。

(2) 疾病の予防

障害者へのアンケート調査の結果をみると、身体障害者の障害の原因は、「病気」が半数近くにのぼっています。このため、健康づくりの推進や健康診査の受診勧奨等により疾病の早期発見・早期対応の体制を充実することが重要です。

現在、生活習慣病の発症・重症化予防のため、特定健診の実施や問題となる生活習慣について行動変容を目指す保健指導を実施しており、早期診断・治療が必要な場合は、医療機関との連携を強化することにより適切な医療受診につなげています。今後も一次予防に重点を置きながら、引き続き疾病予防の充実を図ります。



今後の取り組み

①特定健康診査等の実施

血管の動脈硬化が重度化すると脳血管疾患・心筋梗塞・腎臓疾患等、障害につながる可能性のある疾患を引き起こす原因となります。特定健康診査及び後期高齢者健康診査を実施し、要因となる「高血圧症、脂質異常症、糖尿病」等生活習慣病の早期発見・早期治療に努めます。

②健康診査の受診の促進

健康教育や相談、訪問等により自らが抱える健康問題を理解し、健康を維持・増進するための支援をします。また、住み慣れた地域での生活が継続できるように、市民同志が協力し、支え合う環境づくりの充実を目的に地区組織活動や自主グループの育成を行います。

(3) 医療・リハビリテーションの充実

障害の早期発見及び障害に対する適切な医療、医学的リハビリテーションの提供により、障害の軽減並びに重度化・重複化の防止を図ります。

また、必要な助成等が受けられるよう助成制度等の周知・広報を行います。

今後の取り組み

①診療等の体制整備

障害により意思の疎通が困難な人等が適切に医療を受けることができるよう、医師会や歯科医師会、井笠地域障害者自立支援協議会等と連携し、障害に対する理解を深め医療を受けやすい体制を整備します。また、日常的な診療や健康管理等のための「かかりつけ医」を決めておくよう周知します。

医療的ケアが必要な人に対しては、事業所との連携を強化し、訪問看護の体制を強化します。

②地域リハビリテーションの充実

障害により失われた機能を回復するため、医療機関をはじめ介護保険施設、訪問リハビリ等、地域の中で様々なリハビリテーションを受けることができる体制づくりに努めます。

(4) 精神保健福祉の充実

医療機関や保健所等の関係機関と連携した緊急の医療体制を確立するとともに、関係機関との連携による精神障害者の社会復帰の促進、自立のための支援、社会経済活動の促進を図ります。また、継続した医療による症状の回復を図るため、医療機関と連携して自立支援医療の周知に努めます。

今後の取り組み

①相談・支援体制の整備

不登校や引きこもり、自殺などの予防のため、社会的なストレスなどにより引き起こされる「こころの病気」に対する認識を広め、不調に気づいたら早期に相談や治療を開始することの重要性を周知します。

また、個々のケースに対応するため、関係機関との連携を強化し迅速な支援体制づくりに努めます。

5 障害児への支援

(1) 相談支援体制の整備

家族が自分の子どもの障害を受け入れ、障害の特性を理解したうえで養育することは、子どもの健全な発達のためにとても重要です。そのため、日々の生活の中での疑問や悩みが解消できるよう、相談窓口の周知や、その後の支援を行うために関係機関の連携による支援体制づくりが必要です。

今後の取り組み

①相談窓口の充実

障害の特性や子育てについて、また地域社会との関わりの中で生じる悩みや不安等を解消するため、障害者相談員や民生委員児童委員、さらに専門機関等の相談窓口を周知し、気軽に相談できる体制づくりに努めます。

②支援体制の充実

各機関を通じて寄せられた相談について、専門性や関係機関の連携が必要なケースに対応するため、児童発達支援センターや井笠圏域障害者相談支援センター等との連携を強化します。また、地域の身近な支援者として、知的障害者相談員や民生委員児童委員、また家族会やNPO等も含めた総合的な支援体制を確立します。

関係団体や機関が迅速に連携し支援体制を整えるため、日頃から情報交換を行い協力体制の構築に努めます。



（２）療育の充実

障害の発見から療育へ円滑に移行できるよう、関係機関との連携体制を強化し、相談を受けた後、迅速に検査や判定が実施できるよう専門的な援助体制の充実に努めます。

また、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）など特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対して、専門的な対応が可能となるよう各種相談支援機関の機能充実に努めます。

今 後 の 取 り 組 み

①療育相談の充実

療育について、保護者の不安や悩みを気軽に相談できるよう、様々な機会に気軽に相談できる環境を整えます。また、関係機関や専門機関との連携を図り、相談内容に応じたきめ細かな支援に努めます。

②療育体制の充実

親子を対象とした発達支援教室を実施するとともに、療育機関を利用しながら保育所（園）、幼稚園といった集団で生活している対象者に対して、療育機関と連携しながら、市の発達支援コーディネーターによる保育所（園）、幼稚園への施設巡回支援に取り組みます。

③発達障害児（者）の支援体制の充実

幼児期からの早期把握に努め、特性及び成長過程に応じた生活・学習環境の整備が図られるよう、またライフステージに応じて切れ目なく支援が実施できるように、医療・保健・教育・福祉の関係機関の連携強化を図ります。

④障害児通所支援の推進

平成24年度からはじまる障害児通所支援について、障害児支援を充実するため関係機関との連携を強化し、事業が円滑に展開できるよう支援します。

(3) 特別支援教育の推進

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う必要があります。

次代を担う子どもたちのために適切な保育・療育を実施し、保護者に対しては悩みや不安を解消するため相談支援体制の充実を図ります。

今 後 の 取 り 組 み

①特別支援教育幼稚園・保育所(園) 研修会

特別支援教育を推進していくために、関係機関と連携しながら担当者の養成を目的とした研修を実施し、具体的な事例の検討や情報共有を行うなどの取り組みを推進します。

②特別支援教育連絡会（就園前～中学校）

就園予定者や就学予定者について、関係機関の協力を得ながら、情報を共有し、個別の支援方針を確認することにより円滑な就園・就学を目指します。

③特別支援教育巡回カウンセラー

笠岡市教育相談室に配置し、各校（園）からの報告・相談に対して専門的な立場から指導助言や支援を行います。また、必要に応じてケース会議にも参加し、個々のケースに対応できるように努めます。

(4) 障害児保育の充実

障害児に適切な支援を行い健やかな成長を保障するため、保育士を加配するなど適切な措置を講じるとともに、職員研修の充実に努めます。

今後の取り組み

①統合保育の推進

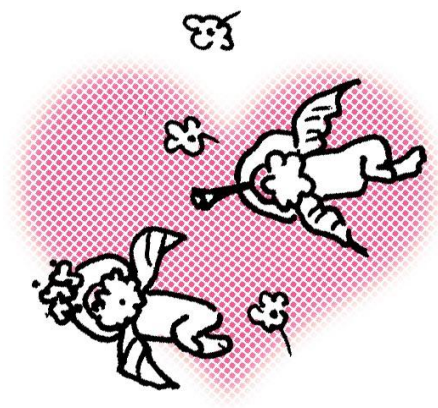
さまざまな障害の特性を理解し、障害児保育を推進します。また、障害のある子どもとない子どもが地域社会の中で共に育つことができるよう、統合保育を推進します。

②保育環境の整備

障害のある乳幼児を取り巻く社会状況等を把握し、保育所（園）において安心して生活できるよう、施設面、人員面など障害特性に応じた望ましい保育環境の整備に努めます。

③職員研修の充実

近年、保育所（園）では発達障害児など「気になる子ども」への保育と対応、そしてその家庭を含めた支援のあり方が課題になっており、保育所（園）の役割と取り組みへの期待がますます高まっています。保育士の専門性の向上を図るべく、保育所（園）における障害児保育の実践に必要な知識及び技術等の研修を充実します。



(5) 家族の支援

子育てに対する悩みや不安について相談に応じる体制を整備します。さらに、家族が障害について理解し、子どもが安心できる家庭環境を築くため、家族に対する総合的な相談支援体制を強化します。

今後の取り組み

①障害に対する理解の促進

障害を理解し適切に対応することは、障害のある子どもの健やかな成長に大きく関係してきます。関係機関や専門知識を有する方と連携し、家族が障害を理解し受容するための支援を行います。

②訪問指導の推進

子育ての不安や悩み、育児ストレスの解消を図るため、保健師等が家庭を訪問し母子の健康保持・増進を図るとともに療育等の相談に応じます。

③相談支援ファイルの活用

障害に関する様々な情報をもとに、適切な治療や療育、教育や就労に関し生涯にわたり一貫した支援を行うため、相談支援ファイルを配布し効果的な活用を図ります。

6 総合的な福祉のまちづくりの推進

(1) 福祉のまちづくりの推進

地域生活の安全を確保し、住みやすいまちづくりを推進するため、これまで公共交通機関、公共・民間施設など市全体のバリアフリー化を推進し、スロープの設置やオストメイト対応トイレの整備等、着実に整備を行ってきました。

さらなる環境改善を図るため、これらの取り組みをさらに充実し、人にやさしい福祉のまちづくりを推進します。

今後の取り組み

①施設のユニバーサルデザインの推進

障害のある人が自由に移動でき施設の利便性や安全性の向上を図るため、公共施設や建築物のバリアフリー化を推進します。バリアフリー化を進めることで、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインのまちづくりの実現を目指します。

人にやさしい「ユニバーサルデザイン」のまちづくりにあわせ、障害のある人に対する理解を促進し「心のバリアフリー化」も推進します。

②交通のバリアフリー化の推進

歩道へ音響信号機や点字ブロックの設置、鉄道やバス・船舶等においては関連施設の整備や安全に乗降できる設備の設置等、公共交通機関の利便性と安全性の向上を図り、外出における安全・安心の確保に努めます。

(2) 防犯・防災体制の整備

日常生活における安全の確保には、犯罪から身を守るための防犯、地震などの自然災害から身を守る防災の2点が重要です。特に、障害のある人は犯罪や災害に対して弱者になることが多く、緊急時の支援体制の整備が必要となっています。

また平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、障害のある人や高齢者などの避難時に救助が困難であった事例、また、避難した先での生活が困難であった事例など災害時要援護者の実態が明らかになりました。

今後、災害が起こった際に同じことを繰り返さないためにも、緊急時の備えや避難等の体制整備が非常に重要視されており、今後は、福祉避難所の整備を進めるとともに、自主防災組織の活動強化、災害時要援護者台帳を用いた緊急時の対象者一人ひとりの個別対応の決定に向けて、関係各課と協議を行い連携体制の整備を行います。

今 後 の 取 り 組 み

①防犯対策の推進

生活支援事業により防犯対策の講座を開催し、防犯意識の高揚を図ります。
また、障害に応じた日常生活用具を給付し、自宅の防犯対策を推進します。

②災害時要援護者台帳の活用

災害時要援護者台帳の周知を図り、支援を必要とする人の登録を推進します。
さらに、民生委員児童委員等との連携により台帳の修正を行い、最新の情報を地域の自主防災組織やボランティア団体等と共有し迅速な避難体制を推進します。

③避難支援体制の整備

災害時に安全かつ確実に避難するため、障害のある人の避難方法を、「笠岡市災害時要援護者避難支援プラン」に基づき関係者に周知します。そして、自主防災組織等と連携して避難訓練を実施し、非常時においても効果的な支援活動が実践できる体制づくりを推進します。

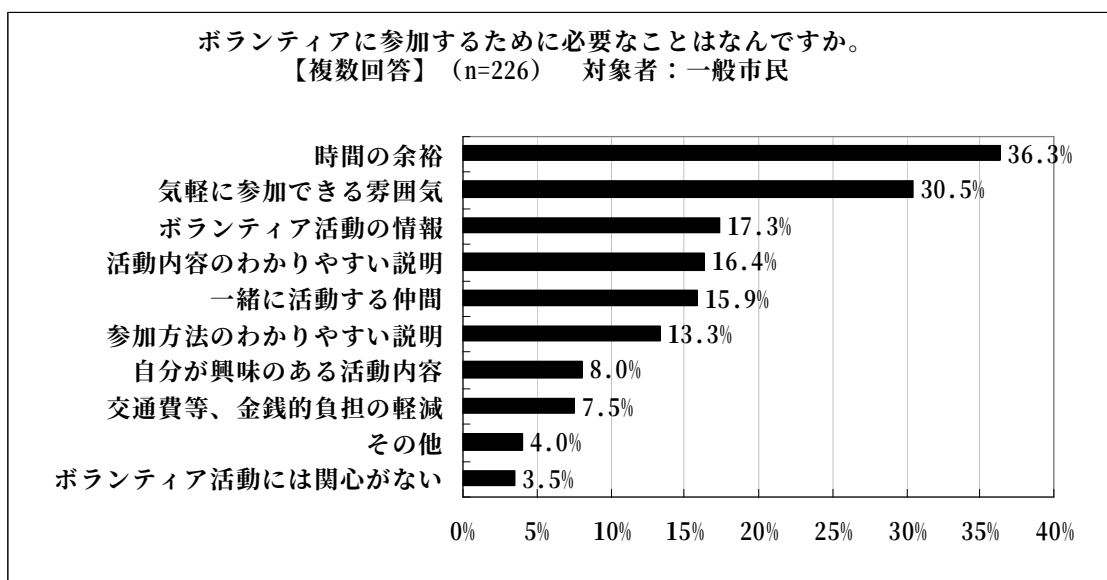
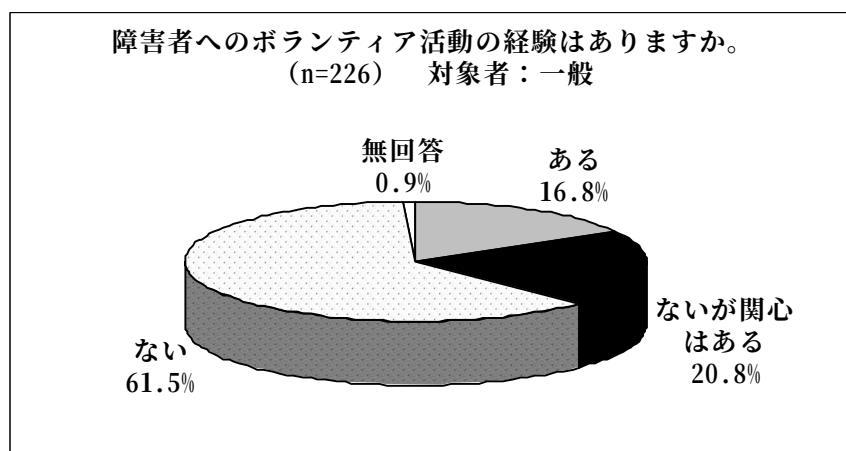
④福祉避難所の整備

障害のある人やその家族が安心して避難生活を送るため、福祉施設や特別支援学校等と協力し福祉避難所の設置に努めます。また、コミュニケーションに支援を必要とする方については、ボランティア団体と連携しコミュニケーション手段の確保に努めます。

(3) ボランティア活動の推進

障害のある人が社会に参画し地域活動を行うために、ボランティアの協力は欠くことができません。今後、長期間にわたり施設へ入所している人等の地域移行や地域定着を進めていくうえで、地域生活を支えるボランティアの活動を推進する必要があります。

市民へのアンケート調査によると、障害者へのボランティア経験が「ある」と回答した方は非常に少なく、2割に満たない割合となっています。参加をするためには「気軽に参加できる雰囲気」「ボランティア活動の情報」が必要との回答も多く、今後はイベント情報などの周知活動も合わせて検討していく必要があります。



今後の取り組み

①障害福祉ボランティア団体の育成

障害のある人が生きがいを持ち続けながら日常生活を営むうえで、ボランティアの協力は欠くことのできないものであることから、笠岡市社会福祉協議会や他の関係機関との連携を強め、障害福祉ボランティア団体を育成します。

②ボランティアの養成

奉仕員養成研修事業等の活用により各種ボランティア養成講座を開催し、ボランティアの拡大を図るとともに、各種研修会へ参加し資質の向上に努めます。

③ボランティア活動の促進

障害のある人に各ボランティア活動を紹介し、ボランティアを希望する人とボランティアを紹介するコーディネートを実施します。

また、活動の充実を図るため、笠岡市社会福祉協議会を中心に各ボランティア団体の連絡調整を行い、連携を強化します。

さらに、ボランティアによる福祉活動を広く市民に紹介し、共に支えあう福祉のまちづくりを推進します。



第5章 数値目標の設定

笠岡市障害福祉計画（第1期）以降、地域生活や一般就労への移行を進める観点から国の指針にもとづき数値目標を設置し、3年を1期とした進捗管理を行いながら目標達成に向けてサービスの整備等を行ってきました。笠岡市障害福祉計画（第3期）についても現在の進捗状況を把握するとともに、本市の実情に沿った目標を達成するために必要なサービス見込み量の設定を行います。

1 施設入所者の地域生活への移行

平成26年度末までに現在の施設入所者の3割以上が地域生活に移行することを目指す国の指針が設定されているものの、入所待機者や新規入所者数の見込みも踏まえ本市の実情に沿った目標を設定することとしました。また、関係施設と連携して入所者の状況を把握し、地域移行が可能である場合は支援を行い、設定した目標値以上を目指します。

項 目	数 値	備 考
入所者数（A）	102 人	平成17年10月1日の施設入所者数
平成26年度末入所者数（C）	96 人	平成26年度末時点の利用人員
【目標値】 入所者削減見込者数（A－C）	6 人（5.9%）	平成26年度末の入所者削減見込者数
【目標値】 地域生活移行者総数	21 人（20.6%）	施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ地域移行する者の数

■国の指針

- ・平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者から、1割以上削減
- ・平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することを基本として実績及び地域の実情を踏まえて設定

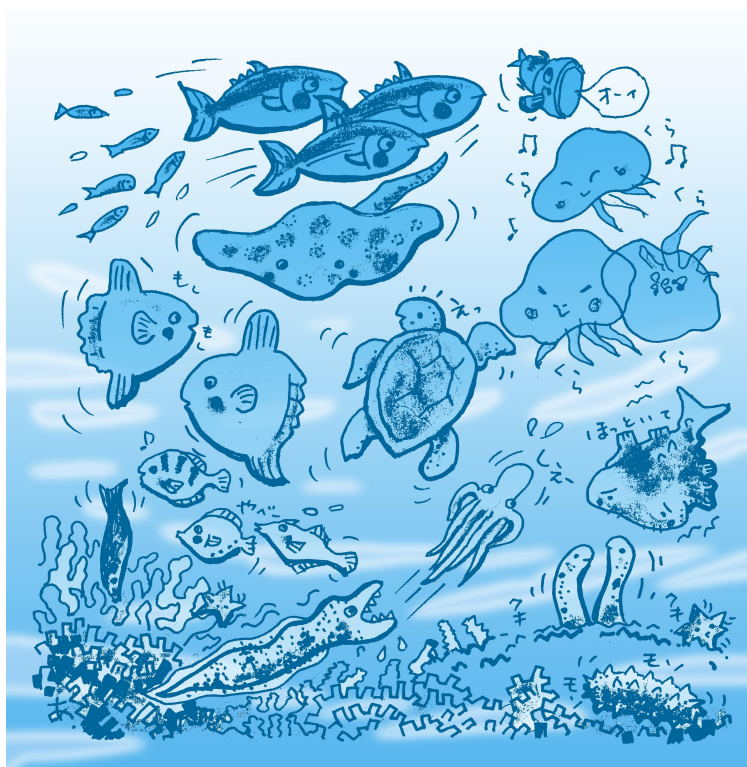
2 福祉施設から一般就労への移行

平成 26 年度末までに一般就労に移行する人数を平成 17 年度の実績の 4 倍以上とする指針が設定されており，これまでの実績を踏まえ本計画期間中の一般就労についての目標値を設定しました。

項目	数値
一般就労移行者数 平成 17 年度	1 人
【目標値】平成 26 年度の一般就労移行者数	10 人
増加割合	10.0 倍

■国の指針

- ・平成 17 年度の一般就労への移行実績の 4 倍以上



第6章 サービスの見込み量

1 障害福祉サービス

障害福祉サービスは、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスの3つに区分されます。サービス見込量については、平成21・22年度は実績、平成23年度以降についてはこれまでの実績を踏まえ、現在の利用者をベースとして利用者のニーズと地域移行する方を含めた見込み数などを勘案して設定しています。

(1) 訪問系サービス

①居宅介護（ホームヘルプ）

居宅で入浴、排泄、食事の介護等を行います。

【実績を踏まえた見込み】

実利用者数の増加傾向にあわせ、第3期計画期間中も利用者の増加を見込むこととします。また、利用見込量については実績の平均をもとに一人あたり月13時間の利用を見込みます。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
実利用者数 【人/月】	51	50	63	68	75	83
利用見込量 【時間/月】	681	842	1,066	884	975	1,079

②重度訪問介護

重度の肢体不自由の人で常に介護を必要とする人が対象となります。居宅で入浴、排泄、食事の介護等から、外出時の移動支援等を総合的に行います。

【実績を踏まえた見込み】

これまでの実績はないものの、重度訪問介護のニーズは非常に高いことから新規の利用を見込みます。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
実利用者数 【人/月】	0	0	0	2	3	4
利用見込量 【時間/月】	0	0	0	400	600	800

③同行援護（平成 23 年 10 月 1 日より施行）

重度の視覚障害者が対象となります。外出時の移動の援護，排泄及び食事等の介護，その他外出に必要な援助を行います。

【実績を踏まえた見込み】

新たに開始となったサービスのため，手帳所持者の状況や移動支援利用者の中から，サービスの対象者となりえる方を勘案して設定しました。

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
実利用者数 【人/月】				10	20	20
利用見込量 【時間/月】				150	200	200

④行動援護

自己判断能力が制限されている人が対象となります。行動するときに生じえる危険を回避するための必要な支援や，外出時の移動支援等を行います。

【実績を踏まえた見込み】

これまでの実績はないものの，サービスを必要とする人が希望する際に利用ができるようこれまでと同様，1 人の利用を見込みます。

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
実利用者数 【人/月】	0	0	0	1	1	1
利用見込量 【時間/月】	0	0	0	10	10	10

⑤重度障害者等包括支援

介護の必要性が高い人が対象となります。居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的にを行います。

【実績を踏まえた見込み】

これまでの実績はないものの，サービスを必要とする人が希望する際に利用ができるようこれまでと同様，1 人の利用を見込みます。

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
実利用者数 【人/月】	0	0	0	1	1	1
利用見込量 【時間/月】	0	0	0	50	50	50

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

常に介護を必要とする人が対象となります。主に昼間に入浴や排泄，食事の介護，創作活動または生産活動の機会を提供します。

【実績を踏まえた見込み】

旧体系から新体系への移行は平成 22 年度にほぼ完了しており，平成 23 年度以降急激な増加は見込まず，新規利用者等踏まえた見込みを設定しました。

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
実利用者数 【人/月】	63	93	94	115	123	132
利用見込量 【人日/月】	1,225	1,807	2,266	2,231	2,386	2,560

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう，定められた期間，身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行います。

【実績を踏まえた見込み】

機能訓練については第 2 期計画で見込みを設定していたものの，実績がなく，今後も増加する見込みはないため“ 0 ”と設定します。

生活訓練については，これまでの利用ニーズを勘案して見込みを設定しました。

（機能訓練）

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
実利用者数 【人/月】	0	0	0	0	0	0
利用見込量 【人日/月】	0	0	0	0	0	0

（生活訓練）

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
実利用者数 【人/月】	0	3	3	2	2	2
利用見込量 【人日/月】	0	56	70	44	44	44

③就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人が対象となります。定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

【実績を踏まえた見込み】

利用者は年々減少傾向にあるものの、今後も一定のニーズが想定されるため現在の利用者の利用期間終了後も一定の見込みを設定しました。

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
実利用者数 【人/月】	6	5	3	2	2	2
利用見込量 【人日/月】	130	114	61	44	44	44

④就労継続支援（A型・B型）

一般企業等への就労が困難な人が対象となります。働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

【実績を踏まえた見込み】

A型については、新設された箇所や今後新設予定もあるため、平成 23 年度から平成 24 年度にかけて利用者の急増を見込んでいます。

B型については、旧体系から新体系への移行は平成 22 年度にほぼ完了しており、平成 23 年度以降急激な増加は見込まず、新規利用者等踏まえた見込みを設定しました。

（A型：雇用契約あり）

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
実利用者数 【人/月】	2	4	6	20	25	30
利用見込量 【人日/月】	46	88	128	440	550	660

（B型：雇用契約なし）

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
実利用者数 【人/月】	37	79	86	92	99	106
利用見込量 【人日/月】	767	1,541	1,567	1,748	1,881	2,014

⑤療養介護

医療と、常に介護を必要とする人が対象となります。医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理のもと介護や日常生活の世話をを行います。

【実績を踏まえた見込み】

障害者自立支援法の改正に伴い、重症心身障害児施設へ入所されている方の利用を見込みます。

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
実利用者数 【人/月】	0	0	0	16	16	17

⑥短期入所

介護者が病気の場合等の理由により、夜間も含めて施設で入浴や排泄、食事の介護等を行います。

【実績を踏まえた見込み】

短期入所についてほぼ一定の利用があり、今後も継続した利用を見込む必要があるため、実績の平均をとり 12 人/月で見込みを設定することとします。

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
実利用者数 【人/月】	14	10	14	12	12	12
利用見込量 【人日/月】	96	83	67	84	84	84

⑦児童デイサービス

障害のある児童を対象として日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

【実績を踏まえた見込み】

障害者自立支援法による児童デイサービスは改正法の施行により法的根拠が児童福祉法による放課後等デイサービスに変更となったため障害福祉計画の見込みとしては平成 23 年度までの設定とします。

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
実利用者数 【人/月】	48	52	45			
利用見込量 【人日/月】	155	173	134			

⑧障害児通所支援

障害者自立支援法による児童デイサービスは改正法の施行により、法的根拠が児童福祉法による主に就学前の児童を中心とした「児童発達支援」と、学校通学中の児童に対して放課後等支援を行う「放課後等児童デイサービス」に機能分化し、平成 24 年度より実施されます。

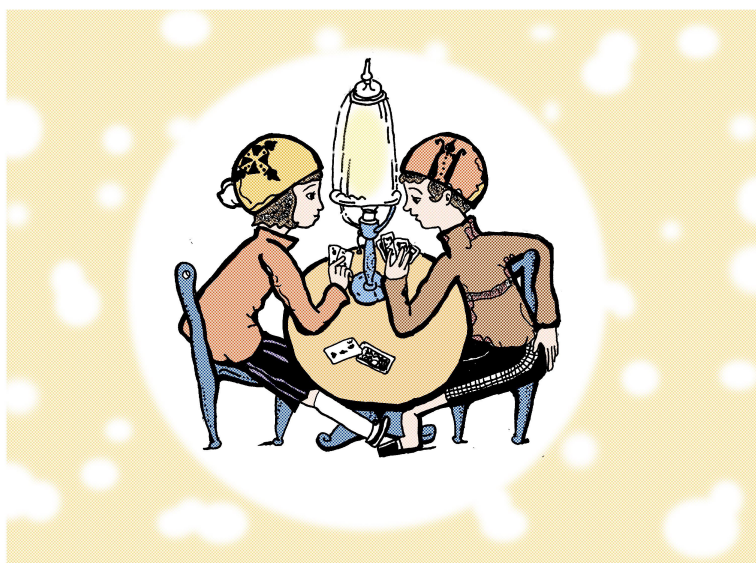
◇児童発達支援

身近な地域の障害児支援の専門施設（事業）として、通所利用の障害児への支援だけでなく、地域の障害児・その家族を対象とした支援等を行います。

◇放課後等デイサービス

学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児を授業の終了後、または休業日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

		24 年度	25 年度	26 年度
放課後等デイサービス	実利用者数 【人/月】	5	30	40
児童発達支援	実利用者数 【人/月】	70	75	80



(3) 居住系サービス

①共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談その他日常生活の援助を行います。

【実績を踏まえた見込み】

現在入院・入所中の障害者の地域移行や、新規利用者などを踏まえて見込みを設定しました。

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
実利用者数 【人/月】	34	39	46	46	51	56

②施設入所支援

施設入所者に対して主に夜間に入浴、排泄、食事の介護等のサービスを提供します。

【実績を踏まえた見込み】

入所者の地域生活への移行や新規利用者を踏まえた見込みを設定しました。

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
実利用者数 【人/月】	43	66	69	86	91	96

(4) 相談支援

これまでの相談支援については重度障害者等に利用が限定されており、笠岡市では実績は“ 0 ”となっていました。今回の障害者自立支援法の改正によって、障害福祉サービスの支給決定前にサービス等利用計画を作成するよう見直しがされており、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の3つの支援が開始となります。

①計画相談支援

障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する障害者が、サービスを適切に利用できるよう、ケアマネジメントによりサービス利用計画を作成します。

【実績を踏まえた見込み】

平成 26 年度に利用者全てが計画の作成が行えるよう、段階的に平成 24 年度から増加していくよう見込みを設定しました。

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
実利用者数 【人/月】				48	93	143

②地域移行支援

施設入所や入院中の障害者に対して、地域での生活に移行するための住居の確保をはじめとし、生活全般の相談を行います。

【実績を踏まえた見込み】

現在の施設入所者、入院中の障害者の中で地域生活への移行を希望する人をベースとして見込みを設定しました。

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
実利用者数 【人/月】				3	3	3

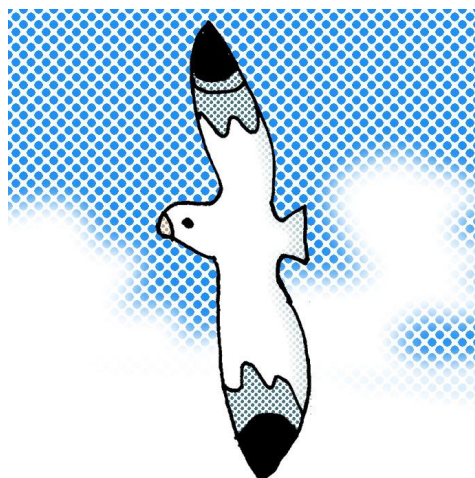
③地域定着支援

一人暮らしの障害者等に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性によって生じた緊急の事態等への対応を行います。

【実績を踏まえた見込み】

独居世帯、もしくは事情により家族の援助を受けることが困難な障害者に加え、地域生活を開始する障害者も含め見込み量を設定しました。

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
実利用者数 【人/月】				20	25	26



2 地域生活支援事業

障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように市が事業主体となり実施する事業です。5つの必須事業（相談支援事業，コミュニケーション支援事業，日常生活用具給付等事業，移動支援事業，地域活動支援センター事業）と任意事業に区分されます。平成 21・22 年度は実績，平成 23 年度以降についてはこれまでの実績を踏まえた見込みを勘案して設定しています。

（1）必須事業

①相談支援事業

障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とし，障害者や家族，介助者等からの相談に応じ，必要な情報の提供等の便宜を供与することや権利擁護のために必要な援助を行います。

【実績を踏まえた見込み】

相談支援事業，地域自立支援協議会，市町村相談支援機能強化事業については第 1 次計画期間より実施しており，今後も継続して実施していきます。特に井笠地域自立支援協議会については，障害者を支援する体制づくりの中でも重要な役割を担っているため，関係機関とのネットワーク化をより広域的に進め，連携体制の整備も充実させます。

また，成年後見制度利用支援事業については平成 24 年度から，住宅入所等支援事業については平成 25 年度からの開始を予定しています。

【実施箇所数】	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
相談支援事業						
障害者相談支援事業	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
地域自立支援協議会	有	有	有	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	有	有	有	有	有	有
住宅入所等支援事業	無	無	無	無	有	有
成年後見制度利用支援事業	無	無	無	有	有	有

②コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳や要約筆記等の方法により、障害のある人とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

【実績を踏まえた見込み】

積極的に事業を実施しており、今後も継続して実施していくとともに新たな利用者についても含め設定しました。

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
派遣回数 【回/年】	83	109	110	120	125	130

③日常生活用具給付等事業

重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行い、日常生活の便宜を図ります。

【実績を踏まえた見込み】

これまでの実績をベースとして、平成 24 年度以降の見込みを設定しました。特に、排泄管理支援用具については、ストーマの利用者が増加傾向にあることから、今後も定期的に増加していくとして設定しています。

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
①介護・訓練支援用具	9	2	5	8	9	10
②自立生活支援用具	6	9	7	9	10	10
③在宅療養当支援用具	8	14	8	10	10	10
④情報・意思疎通支援用具	8	16	15	15	16	17
⑤排泄管理支援用具	1,400	1,537	1,550	1,560	1,570	1,580
⑥住宅改修	1	3	3	3	4	5

④移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人について、社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加のための外出支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促進します。

【実績を踏まえた見込み】

平成 21 年度以降利用者，利用時間ともに増加傾向にあり利用者の増加は今後も見込まれるため，新規利用者を含めて設定しました。

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
実利用者数	59	71	75	80	85	90
延べ利用時間	3,018	3,030	3,500	3,700	3,800	4,000

⑤地域活動支援センター事業

地域活動支援センターに障害のある人を受け入れ，地域の実情に応じ，創作的活動または生産活動の機会の提供，社会との交流の促進等の便宜を供与し，障害者の地域生活支援の促進を図ります。

【実績を踏まえた見込み】

利用者のニーズ増加に合わせて，平成 22 年度から実施箇所を 1 か所追加して実施しています。現在の実施箇所では利用者のニーズは満たしていると考えられるため，継続して 4 か所で実施していきます。

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
実施箇所数	3 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所

(2) 任意事業

①生活訓練等事業

日常生活上必要な訓練・指導等を行います。

【実績を踏まえた見込み】

実施回数は年々減少傾向にありましたが，平成 24 年度以降は実施回数を増やし，講座内容の拡大等を行うことで参加者数の増加に努めます。

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
実施回数	1 8	1 1	1 0	1 3	1 4	1 5

②日中一時支援事業

障害児者の家族の就労支援，及び障害児者を日常的に介護している家族の一時的な休息のため，日中の一時預かりを行います。

【実績を踏まえた見込み】

一時預かりの必要性は高いため，事業者との調整等，積極的に充実に向けた取り組みを行うことも踏まえ，平成 26 年度にかけて増加見込みを設定しています。

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
実施箇所数	1 2	1 0	1 1	1 2	1 3	1 4
実利用人数	2,300	1,776	2,000	2,200	2,300	2,400

③社会参加促進事業

障害者の社会参加を促進するため，スポーツ・芸術文化活動の促進を行います。

【実績を踏まえた見込み】

現在実施している社会参加促進事業では概ね利用者のニーズを満たしており，今後も継続して実施していくこととします。

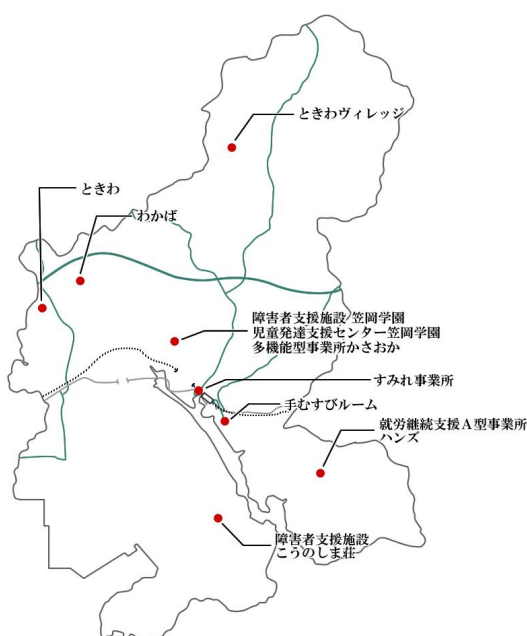
	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	4 回	3 回	3 回	4 回	4 回	4 回
芸術・文化講座開催等事業	3 回	1 回	1 回	2 回	2 回	2 回
点字・声の広報等発行事業	2 0 回	2 0 回	2 0 回	2 0 回	2 0 回	2 0 回
奉仕員養成研修事業	3 講座	3 講座	3 講座	3 講座	3 講座	3 講座
自動車運転免許取得・改造助成事業	5 件	3 件	3 件	3 件	3 件	3 件

3 サービス見込み量確保への考え方

障害のある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を行うことを基本として、サービス提供事業所、医療機関との連携を強化し、3障害や重度障害者への対応など、利用者一人ひとりの状況に応じた適切なサービスと必要な量を提供できるよう体制づくりを進めることが課題となっています。

また、利用者が利用したいサービスを選択できるベースを整備するため、岡山県や井笠圏域構成市町との連携を図り、広域的なサービス調整と新規事業者の参入を働きかけるとともに、市内において独自にインフォーマルサービス等を実施しているNPOや障害者団体等に対して、障害福祉サービス事業への参入を働きかけていく必要があります。

【障害福祉サービス事業所】



【グループホーム・ケアホーム】



※青：グループホーム・ケアホーム

※赤：グループホーム

(1) 訪問系サービスの見込み量の確保

- ①利用者自身が障害や生活環境に適した事業所を選べるよう、事業所情報の提供を行います。
- ②3障害の障害特性を理解したヘルパーの確保・養成に努め、サービスの充実を図っていきます。

また、精神障害者向けサービス実施事業所は身体障害者や知的障害者に比べて少ないため、サービス提供事業所の理解促進に努め、サービス提供を行う事業所の増加を図ります。

- ③新たなサービスである同行援護については、サービス内容や実施事業所についての情報提供・周知に努めます。

(2) 日中活動系サービスの見込み量の確保

- ①サービス利用希望者を把握し、必要とする人に必要なサービスが提供されるよう事業所情報を提供していきます。
- ②一般就労や福祉的就労についてそれぞれの就労意欲に応じた対応ができるよう、ハローワーク、サービス提供事業所、学校等関係機関と連携を図り、職場の開拓、一人ひとりの障害に応じた支援を検討するなど就労とその後の職場定着に向けた支援体制を整備します。
- ③障害福祉サービスの開設を促進するため、施設整備に係る市独自の補助制度を行っており、今後も継続して制度を実施します。

(3) 居住系サービスの見込み量の確保

- ①共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）については、今後も整備が必要となるため、事業所と連携し地域の理解を深めながら整備していくとともに、市営住宅や空き家などの活用を検討し、生活の場の確保に努めていきます。
- ②グループホームの開設を促進するため、施設整備に係る市独自の補助制度を行っており、今後も継続して制度を実施します。

(4) 相談支援の見込み量の確保

- ①ケアマネジメントにより、対象者をきめ細かく支援するとともに、一人ひとりの実情に応じたモニタリングの実施に努めます。
- ②施設や病院からの地域移行に向けた訪問相談、利用者や家族等への情報提供等に努めるとともに、医療機関・行政機関等との連携及び調整を密に行います。
- ③サービス提供事業所の確保について、井笠圏域で検討を行い提供体制の整備に努めます。

(5) 地域生活支援事業の見込み量の確保

- ①制度の改正に伴いサービス内容が低下しないよう、事業者等と連携し、人材の育成と確保を図り、質の向上と必要量の確保に努めます。
- ②新規サービスについては、サービス内容とサービス提供事業者に関する情報提供を進め、サービスを必要とする人が利用できるよう、サービスの周知と利用促進を図ります。

第7章 サービスの充実と計画推進に向けて

1 計画の実施体制

(1) 笠岡市の体制

本計画は福祉や保健、医療だけでなく就労や教育といった分野まで幅広く関係するため、市民や地域との協働や関係機関及び事業所との連携を図りながら推進していきます。また、市の体制としても各担当課や関係部局との連携を図りながら実施体制をさらに強化・充実していきます。

(2) 井笠圏域としての体制

3市2町から構成される井笠圏域では、これまで障害福祉サービスの旧体系から新体系への円滑な事業移行が行われるよう、構成市町である井原市、浅口市、里庄町、矢掛町と連携・協議を行いながら井笠圏域としてのサービス提供や施設整備について調整を図ってきました。

障害福祉サービスの新体系への移行が終了し、新たな井笠圏域のサービス提供体制が確立されてきた中で、各市町単位ではなく圏域としてそれぞれの支援不足を補える体制づくりを行っていきます。

(3) 関係機関・ボランティア団体との連携体制

本計画を着実に推進していくためには、関係行政機関、社会福祉法人やNPO法人、市民や団体がそれぞれの役割を担い連携していくことが必要です。そのため、関係者が互いに協力できるよう、連携体制の強化を図ります。

また、より一層の障害者福祉の充実のためには国や県との連携も重要であり、必要な要請を行っていくとともに連携を図りながら施策の推進を行います。

2 計画の進行管理・評価

関係各課および関係機関がそれぞれ担当する施策の進捗を把握し、定期的に評価を行っていきます。

また、自立支援協議会を中心として計画の進捗状況の確認を行うと同時に、地域における相談支援・権利擁護、就労支援、地域生活支援等の方策の検討のもと、効果的な連携と幅広い意見交換を図り、地域の共通する課題の明確化を図ります。

第8章 参考資料

1 笠岡市福祉施策審議会委員名簿

氏 名	所 属	備 考
武田 恒雄	笠岡医師会	会 長
五十嵐 克志	笠岡市歯科医師会	副会長
高橋 昌文	笠岡市民生委員児童委員協議会	
植野 真寿美	岡山県備中保健所井笠支所	
藤井 正敏	笠岡市教育委員会	
川崎 榮子	笠岡市すみれ会家族の会	
野村 泉	笠岡市手をつなぐ親の会	
中野 敏朗	笠岡市社会福祉事業会 笠岡学園（幼児部）	
宇野 均恵	子ども劇場笠岡センター	副会長
二階堂 昇司	笠岡市社会福祉協議会	
杉本 征郎	敬業会 ときわ	
高橋 了融	笠岡市保育協議会	
畝川 いずみ	公募	
藤井 真由美	公募	
岡 清美	公募	

2 意見をきく会委員名簿

区分	所属	氏名
当事者 家族会	井笠地域重度障害児者親の会「すてっぷ」	畝川 いずみ
	笠岡市手をつなぐ親の会	野村 泉
	岡山県聴覚障害者福祉協会笠岡支部	三宅 徳幸
	岡山県視覚障害者協会笠岡支部	玄場 義明
	笠岡市すみれ会家族の会	川崎 榮子
	西備支援学校PTA	杭谷 由佳里
	日本オストミー協会 岡山県支部	中村 幸子
関係施設	笠岡市社会福祉事業会 多機能型事業所 かさおか	岡田 圭二
	障害者支援施設 こうのしま荘	石井 武志
	敬業会 ときわ	笹野 正之
	手むすびルーム	南野 雅子
	チームクローバー	円 慶江
	ももの里病院	西原 友美
福祉関係者	学識経験者	森田 仁一郎
	笠岡市社会福祉協議会	安藤 和哉
	夢ゆめハウス	池田 美枝子
	居宅介護サービス事業者	吉田 美保
	笠岡市ボランティア連絡協議会	藤本 英子
	笠岡市民病院	小寺 知子
	井笠圏域障害者相談支援センター（知的）	江木 京子
	井笠圏域障害者相談支援センター（身体）	梅木 一成
	井笠圏域障害者相談支援センター（精神）	高田 真吾

3 計画策定経過

年月日		内容
平成 23 年	7月7日	第1回 笠岡市福祉施策審議会 第3次笠岡市障害者福祉計画及び笠岡市障害福祉計画（第3期） を諮問
	8月8日	【第1回 意見を聞く会】 障害者実態調査及び市民意識調査のアンケートについて協議
	9月29日	第2回 笠岡市福祉施策審議会 障害者実態調査及び市民意識調査のアンケートについて協議
	10月27日	障害福祉計画の目標数値の中間報告（暫定）
	11月17日	第3回 笠岡市福祉施策審議会 アンケート結果の報告及び現計画の評価
	11月24日	【第2回 意見を聞く会】 アンケート結果報告，現計画の評価，計画の骨子について協議
	11月30日	障害福祉計画の目標数値の中間報告
	12月15日	第4回 笠岡市福祉施策審議会 現計画の評価及び計画の骨子について協議
平成 24 年	1月17日	【第3回 意見を聞く会】 計画案の内容について協議
	1月20日	障害福祉計画の目標数値の報告
	1月26日	第5回 笠岡市福祉施策審議会 計画案の内容について協議
	2月6日～ 2月29日	第3次笠岡市障害者福祉計画及び笠岡市障害福祉計画（第3期）案 に対するパブリックコメントの募集
	3月8日	第6回 笠岡市福祉施策審議会 パブリックコメントによる計画案の修正協議
	3月15日	第3次障害者福祉計画及び笠岡市障害福祉計画（第3期）の答申

4 用語集

*****< あ >*****

アスペルガー症候群（あすぺるがーしょうこうぐん）

発達障害の1つであり、自閉症の1つのタイプ。興味、関心の偏りやコミュニケーションについての特異性が認められるものの、知的障害がみられない障害。

井笠地域自立支援協議会（いかさちいきじりつしえんきょうぎかい）

平成19年2月に発足した、笠岡市・井原市・浅口市・里庄町・矢掛町の3市2町が設置主体の障害者自立支援法に位置付けられた団体。地域の障害福祉に携わっている方々で組織して、困難事例や地域の現状・課題等に対してネットワークをつくり協議・調整、または地域に不足している資源を開発し、課題の解決に向けた取り組みを行い、その他、障害福祉の啓発・権利擁護のための各種研修会を開催している。

移動支援事業（いどうしえんじぎょう）

屋外での移動が困難な障害のある人が、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出に伴う移動を支援するサービス。

医療保護入院（いりょうほごにゅういん）

医療保護入院は本人の同意が取れないために任意入院ができず、措置入院ほどの症状が重くない場合の強制入院。→措置入院、任意入院

インフォーマルサービス（いんふおーまるさーびす）

家族、友人、近隣住民、ボランティアなどの専門家ではない人々による非公式な援助のこと。インフォーマルサポートとも言われる。

うつ病（うつびょう）

抑うつ気分や悲哀感等の感情障害、思考障害、意欲低下、睡眠障害、抑うつ状態の日内変動等を主症状とする情動性精神障害。希死念慮（死にたいと願うこと）、自殺企図を示すこともある。

オストメイト（おすとめいと）

消化管や尿管が損なわれ、腹部などに排泄のための人工肛門・人工膀胱を造設した人。

*****< か >*****

学習障害：LD（がくしゅうしょうがい）

発達障害の1つ。知的には問題が無いのに、読む・書く・計算するなど特定の分野において学習上著しく困難を生じる障害。

かさおか福祉の砦ネットワーク（かさおかふくしのとりでねっとわーく）

地域生活での緊急・突発的なニーズ（緊急対応・保護）が発生した場合に瞬時に受け皿として活動できる生活110番的なセーフティネットの象徴組織。

家族会（かぞukai）

障害のある人や障害のある子どもを家族に持ち、同じ悩みや問題を抱える家族同士がともに集まった自助組織。悩みや問題点を共有し、情報交換を行いながら相互に支援していくセルフケア的機能と、障害のある人や障害のある子どもの社会参加や権利擁護を要望していく社会改善的機能がある。

グループホーム（ぐるーぷほーむ）

共同生活援助。地域社会の中にある住宅（アパート、マンション、一戸建て等）において数人の障害のある人が共同で生活する形態で、日常生活上の援助を行う。

ケアホーム（けあほーむ）

共同生活介護。夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事の介護や家事全般その他日常生活上の支援を行う。

ケアマネジメント（けあまねじめんと）

ケアを必要とする人が、常にそのニーズに合致した適切なサービスが受けられるように支援する一連の活動。

行動援護（こうどうえんご）

知的・精神障害により行動上著しい困難を有する障害のある人が、行動の際危険を回避するために必要な援護や介護を行うサービス。

高次脳機能障害（こうじのうきのうしょうがい）

交通事故や転落事故、スポーツ事故等によって脳に損傷を受ける、あるいは脳血管障害後の後遺症として、記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害を生じることで、日常生活・社会生活への適応が困難となる障害。

広汎性発達障害：PDD（こうはんせいはいったつしょうがい）

発達障害の1つ。発達に歪みがあり、通常はしない特異な行動がみられる。

コミュニケーション支援事業（こみゆにけーしょんしえんじぎょう）

聴覚・視覚・言語等の障害のある人に手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業。また、点訳・音訳等による意思疎通を仲介する事業。

*****＜ さ ＞*****

災害時要援護者（さいがいきょうえんごしゃ）

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時に適切な防災行動を取ることが特に困難な人をいう。具体的には、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者、障害のある人、傷病者、妊産婦、外国人などがあげられる。

施設入所支援（しせつにゅうしょしえん）

施設に入所する人に、夜間や休日、入所、排泄、食事の介護、その他日常生活上の支援を行うサービス。

児童発達支援センター（じどうはったつしえんせんたー）

発達や運動機能に心配のある児童を対象に相談員、言語聴覚士、心理士、保育士、理学療法士、保健師などの専門の職員が相談及び指導・訓練の療育を行っている施設。

自閉症（じへいしょう）

発達障害の1つ。他者とのコミュニケーション能力の発達に遅れがでる障害。先天性の脳機能障害であり、育て方や生活環境で現れるものではない。

社会福祉協議会（しゃかいふくしきょうぎかい）

福祉のニーズを持つ人々をはじめとする住民の福祉向上を図るために必要な福祉活動を自主的に進める民間団体であり、社会福祉法に基づき、全国・都道府県・区市町村のそれぞれに組織されている。住民や、福祉施設、福祉団体、福祉に関する行政、ボランティア・市民団体、企業など、公私の福祉関係者が広く参集し、ノーマライゼーションの理念に基づく権利としての福祉の実現をめざして、地域における総合的な福祉の推進を図るためにその活動を展開している。

就学指導委員会（しゅうがくしどういいんかい）

医師，教育職員，児童福祉施設職員など各分野の専門家で構成される委員会。障害があるために，特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対し，ニーズに応じた適切な就学を支援する。

就学相談（しゅうがくそうだん）

児童が小学校に入学する前に，保護者の障害等の悩みに答えるため，教育委員会が相談に応じること。

重度訪問介護（じゅうどほうもんかいご）

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする者に，自宅で，入浴，排泄，食事の介護，外出時における移動支援などを総合的に行うサービス。

重度障害者等包括支援（じゅうどしょうがいしゃとうほうかつしえん）

介護の必要性がとて高い者に，居宅介護等複数のサービスを包括的に行えるようなサービス。

就労移行支援（しゅうろういこうしえん）

一般企業への就労を希望する人に，一定期間，就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

就労継続支援（しゅうろうけいぞくしえん）

一般企業等での就労が困難な人に，働く場を提供するとともに，知識および能力の向上のために，必要な訓練を行うサービス。雇用型である A 型と非雇用型である B 型がある。

障害児保育（しょうがいじほいく）

就学前の障害乳幼児のための保育のこと。障害児だけの集団を対象とするものと，障害児と非障害児を合わせた集団を合わせた集団を対象とする主に 2 つの保育形態がある。

障害者基本法（しょうがいしゃきほんほう）

日本における障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定めた法律。

障害者雇用率（しょうがいしゃこようりつ）

事業所に障害のある人の雇用義務を課す割当雇用制度のことで，法定雇用率制度・義務雇用制度ともいう。日本では 1955 年の身体障害者雇用促進法で努力目標による雇用率を設置，1976 年の法改正で義務雇用制と雇用納付金制度が規定，身体障害のある人に適用された。1988 年に全障害者が対象となり，1998 年に知的障害者を算定基礎に加えた法定雇用率が 1.8%とされた。

障害者自立支援協議会（しょうがいしゃじりつしえんきょうぎかい）

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステム作りに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置するもの。

障害者自立支援法（しょうがいしゃじりつしえんほう）

身体障害・知的障害・精神障害がある人に対する福祉サービスを一元化することや、利用者負担などを定めた法律。

障害者総合支援法（しょうがいしゃそうごうしえんほう）

障害者にとってより平等かつ公平な社会となるよう、障害者自立支援法に代わる新たな方向性として平成 25 年 4 月施行を目指して国において協議が行われている法律。

障害程度区分（しょうがいていどくぶん）

障害者自立支援法に定められている障害福祉サービスを利用する際の必要な区分。市もしくは市が委託した相談支援事業所が区分判定の調査を行い、その結果を基に市の審査会にて障害程度区分を認定する。区分は介護の必要度により、1 から 6 までの 6 段階に分けられる。

職場適応訓練（しょくばてきおうくんれん）

障害のある人の雇用促進等に関する法律、雇用対策法、雇用保険法等に基づき、都道府県知事が事業主に委託して障害のある人の能力に適した作業に従事させ、その職場環境への適応を図ろうとするもので、1 年以内の実施訓練を行う。訓練終了後は引き続きその事業所にて雇用されることを前提とする。訓練期間中、障害のある人に対しては訓練手当が、事業主に対しては委託費が支給される。

ジョブコーチ（じょぶこーち）

障害のある人の就労にあたり、障害のある人が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整備する者。また、障害者就労移行支援事業所に勤務し、雇用先との調整を行ったり、障害のある人の指導を行っている職員のことをジョブコーチという場合もある。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）（じりつくんれん）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力向上のために必要な訓練を行うサービス。

心身障害（しんしんしょうがい）

知能、言語、情緒、行為、身体機能等、心身の機能に障害がある状態の総称。

身体障害（しんたいしょうがい）

目や耳、手足、内臓などに一定程度以上の永続する障害をいう。

身体障害者手帳（しんたいしょうがいしゃてちょう）

身体障害者福祉法に基づき、障害の種類や程度により交付される手帳。障害の程度は1級から6級まで。諸具合の種類は視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・免疫機能障害がある。障害のある人を対象にしたサービスや制度を利用する際にはこの手帳を必要とする。

生活介護（せいかつかいご）

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービス。

精神障害（せいしんしょうがい）

精神機能の障害（精神疾患）のため、長期にわたり日常生活または社会生活に制限を受け、何らかの支援を必要とする状態をいう。

精神障害者保健福祉手帳（せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう）

精神障害があると判断された人に対し交付される手帳。この手帳を持つことで福祉サービスの利用や交通費などの助成制度を利用することができる。

精神遅滞：MR（せいしんちたい）

発達障害の1つ。発達に遅れがあり、日常生活を送る上で知的な面での支援が生じる障害。

成年後見制度（せいねんこうけんせいど）

精神上の障害（知的障害、精神障害、痴呆など）により判断能力が十分でない方が、不利益を被らないように家庭裁判所に申し立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度。

躁うつ病（そううつびょう）

統合失調症とならぶ二大内因性精神病の一つ。躁状態あるいはうつ状態という感情の障害を基礎とする病態が、はっきりとした病期を限って交替的にあるいは周期的に出現し、通常、病期経過後に人格欠陥を残さずに完全な回復に至るもので感情病ともいわれる。

相談支援事業（そうだんしえんじぎょう）

障害者福祉に関する相談に応じ、情報の提供、助言、権利擁護を行うサービス。

措置入院（そちにゅういん）

患者の症状が重い場合の入院。症状によって自分や他人を傷つけたり、その恐れがある場合が措置入院の患者の条件。→任意入院，医療保護入院

*****＜ た ＞*****

短期入所（たんにきにゅうしょ）

ショートステイ。家庭等で障害のある人の介護を行う人が、病気，冠婚葬祭，事故等の社会的理由やその他の私的理由によって、一時的に介護が困難になった場合などに、障害のある人が一時的に障害者支援施設等を利用し，必要な介護などを受けるサービス。

地域生活支援事業（ちいきせいかつしえんじぎょう）

地域の実情に応じて，相談支援や日常生活用具の給付，移動支援などの生活をサポートする事業。必須事業と任意事業に分けられる。

知的障害（ちてきしょうがい）

知的機能の障害が発達期（おおむね 18 歳）までにあらわれ，日常生活に支障が生じているため，何らかの支援を必要とする状態をいう。

注意欠陥/多動性障害：AD/HD（ちゅういけっかん/たどうせいしょうがい）

発達障害の 1 つ。集中力が持続しない，不注意，多動などの症状がみられ，集団生活への適応が困難な障害。

聴覚障害（ちょうかくしょうがい）

難聴，失調，中途失聴（成長して聴覚を失うこと）といった聴覚の障害。身体障害者手帳を持つことで障害福祉サービスを利用できる。

デイサービス（でいさーびす）

在宅の障害のある人の自立の促進，生活の改善，身体機能の維持向上などを図ることができるよう，通所によって創作的活動や機能訓練，入浴・飲食サービスなどを提供することにより，障害のある人の自立と社会参加を促進するサービス。

同行援護（どうこうえんご）

平成 23 年 10 月 1 日から開始となった重度視覚障害のある人の外出を支援するサービス。

特別支援学級（とくべつしえんがっきゅう）

小学校、中学校、高等学校および中等教育学校に、教育上特別な支援を必要とする児童および生徒のために置かれた学級。

特別支援学校（とくべつしえんがっこう）

障害者等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校。

*****< な >*****

日常生活用具給付等事業（にちじょうせいかつようぐきゅうふとうじぎょう）

重度障害のある人に日常生活用具等を給付または貸与する事業。

日常生活自立支援事業（にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう）

認知症高齢者・知的障害者・精神障害者など判断能力が十分でない方のために福祉サービスを利用する際の援助などを行うサービス。

日中一時支援事業（にっちゅういちじしえんじぎょう）

障害のある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援および日常的に介護している家族の一時的な休息を図るためのサービス。

任意入院（にんいにゅういん）

本人が入院に対して同意した場合の入院形態。→措置入院，医療保護入院

ノーマライゼーション（のーまらいぜーしょん）

障害のあるなしや、年齢、性別に関わらずともに支えあい、互いを支えあいながら安心して豊かに暮らせる社会づくりという考え方。

*****< は >*****

発達障害（はったつしょうがい）

乳児期から幼児期にかけて発達の「遅れ」や質的な「歪み」、または機能の修得が困難となる心身の障害。

発達障害者支援法では自閉症，アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害，学習障害，注意欠陥多動性障害，その他これに類する脳機能の障害であって，その症状が通常低年齢において出現するものとしている。

発達支援コーディネーター（はったつしえんこーでいねーたー）

保育園、幼稚園に通う発達に遅れや障害のある児童の支援を行う人材。

バリアフリー（ばりあふりー）

高齢者や障害のある人の歩行、住宅のなどの出入りを妨げる物理的障害がなく、動きやすい環境をいう。今日では物理的な障壁を取り除くことだけでなく、制度的、心理的、情報等、障害のある人を取り巻く生活全般に関連している障壁（バリアー）を取り除く（フリー）ことをいう。

福祉的就労（ふくしてきしゅうろう）

就労移行支援サービス、就労継続支援サービスや小規模作業所等において提供される労働の場があり、そこで働くことをいう。自立、更生を促進し、就労または技能の修得のために必要な機会および便宜を与えてその自立を助長すること、生きがいをつくることを目的とする。

福祉避難所（ふくしひなんしょ）

地震や豪雨、津波などの災害時に介護の必要な高齢者や障害のある人などの特別な配慮が必要となる人を一時的に受け入れてケアをする施設。

放課後等デイサービス（ほうかごとうでいさーびす）

障害のある子どもの放課後や夏休みなどの居場所として支援を行うサービス。

ホームヘルプ（ほーむへるぷ）

居宅介護。自宅で、入浴、排泄、食事の介護を行うホームヘルプサービス。

*****＜ ま ＞*****

耳マーク（みみまーく）

耳が不自由である、という自己表示が必要ということで考案されたシンボルマーク。

「聴覚障害者を社会一般に認知してもらい、理解を求める」、「住みよい社会への協力を求めて行くように」「公共機関、各関係機関の窓口などで後回しにされたり危険な目にあわないために」という3点の普及趣旨から成り立っている。

民生委員（みんせいいいん）

民生委員法に基づき、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場になって相談に応じ、および必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として市町村の区域に配置されている民間の奉仕者。民生委員は児童委員を兼ねる。

*****< や >*****

ユニバーサルデザイン（ゆにばーさるでざいん）

はじめからバリアを作らず、障害の有無や年齢などに関わらず誰にとっても利用しやすいような配慮の基に、「まちづくり」や「ものづくり」を考案・設計しようとする考え方。

*****< ら >*****

ライフステージ（らいふすてーじ）

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

リハビリテーション（りはびりてーしょん）

障害のある人の機能回復や維持にとどまらず、人間としての尊厳を維持し、地域において障害のある人の自立と参加を目的としたノーマライゼーションを目指す理念。

療育手帳（りょういくてちょう）

知的障害があると判断された人に対し交付される手帳。この手帳を持つことで福祉サービスの利用や交通費などの助成制度を利用することができる。

療養介護（りょうようかいご）

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行うサービス。



第3次笠岡市障害者福祉計画・笠岡市障害福祉計画（第3期）

平成24年3月

発 行	岡山県笠岡市
編 集	笠岡市健康福祉部地域福祉課
	〒714-8601
	岡山県笠岡市中央町1番地の1
	TEL (0865)69-2133 FAX(0865)69-2182